第2期 金山町
地域福祉計画

2024年度～2029年度

2024年（令和6年）3月

山形県　金山町

はじめに

前回策定しました「金山町地域福祉計画」は、地域福祉の充実のためにさまざまな取り組みを進めてまいりましたが、令和２年から新型コロナウイルス感染症が感染拡大し、当町におきましても健康上の問題だけではなく、地域経済・社会にも大きな影響を与え、様々なことが見直されるきっかけとなりました。令和５年５月で一定の収束を迎えましたが、改めて社会とのつながりや人と会うことの大切さを意識することができたのではないでしょうか。

前期の計画策定以降も、当町においては、少子高齢化、人口減少、核家族化が進行するとともに、地域における連帯感や支え合いの意識の向上も依然として課題になっています。

このような問題を解決するためには、行政はもとより住民や民間事業者など、様々な地域活動を行う主体者がともに支え合いながら地域課題を解決していくことが重要です。

このため住民、地域組織、民間事業者、社会福祉協議会、ボランティア団体、行政など、地域で暮らし活動する誰もが一体となって、地域福祉を推進するための指針として「第２期金山町地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、「自助」「互助」「共助」「公助」それぞれの立場でその役割を担い、町全体の地域力の向上を目指しておりますので、町民の皆様や関係機関の皆様のご協力とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご協力いただきました皆様に深く感謝を申し上げますとともに、本計画が、新しい時代の地域福祉の指針となることを祈念申し上げ、挨拶といたします。

令和６年３月

金山町長　佐　藤　英　司

目　次

第１章 計画の策定にあたって 3
１．計画策定の趣旨 3
２．地域福祉をめぐる国の動向 4
３．ポストコロナの地域共生社会の推進 8
４．SDGs の観点から考える地域福祉 9
５．第２期計画の策定に向けて 10
６．計画の位置づけ 11
７．計画期間 11
８．計画策定の手法 12
第２章 金山町を取り巻く現状等 15
１．人口・世帯の状況 15
２．児童福祉（子ども・子育て）の状況 17
３．高齢者福祉の状況 19
４．障がい者福祉の状況 23
５．生活保護・生活困窮者支援の状況 24
６．健康増進事業 25
７．その他の地域福祉関連事業 26
８．計画策定に係わる課題整理 28
第３章 計画の基本的な考え方 31
１．基本理念 31
２．基本目標 31
３．重点施策 33
４．施策体系 34
第４章 地域福祉の施策展開 39
基本目標Ⅰ　ポストコロナの創郷力を育む町づくり 40
１．ポストコロナの地域福祉の推進 40
２．地域福祉への住民理解 42
３．地域福祉の担い手の育成 44
４．地域活動の推進 45

基本目標Ⅱ　優しさあふれる健康と福祉の町づくり 48
１．虐待防止、社会復帰支援の推進 48
２．福祉サービス・支援の強化 51
３．住民の交流の場の充実 54
基本目標Ⅲ　安全・安心して生活できる町づくり 57
１．安心して暮らせる生活環境の整備 57
２．なんでも相談・支援できる体制づくり 60
３．安全・安心な地域づくり 61
４．地域への愛着を育む 62
５．居住環境の充実 63
６．雪対策の推進 64
基本目標Ⅳ　地域共生社会の実現に向けたまちづくり 66
１．制度の狭間問題への対応 66
２．分野横断的な自立支援事業の推進 67
３．誰もが自ら命を絶つことのない社会の実現 69
基本目標Ⅴ　成年後見制度の利用促進 71
第２期成年後見制度利用促進基本計画 71
１．成年後見制度利用促進計画策定にあたって 71
２．成年後見制度を取り巻く現状と課題 76
３．成年後見制度利用促進にあたっての基本的方針及び目標 77
４．成年後見制度を促進するための事業 78
第５章 計画の推進にあたって 83
１．計画の推進 83
２．計画の推進体制 83
資 料 編 87
１．金山町地域福祉計画策定委員会設置要綱 87
２．金山町地域福祉計画策定委員会名簿 89

第１章

計画の策定にあたって

第１章 計画の策定にあたって

１．計画策定の趣旨

（１）地域福祉を取り巻く社会の動向

少子高齢・人口減少社会という大きな課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結しています。

少子高齢化・人口減少の進行や核家族化とともに、生活困窮、虐待、社会からの孤立、これまでの縦割りの福祉サービスでは対応しきれない制度の狭間といわれる新たな課題（認知症等の介護負担や育児と介護を同時に行う必要がある状況のダブルケア、８０代前後の高齢の親が５０代前後のひきこもりの子供の生活を支える８０５０問題等）、ヤングケアラー（家事や家族の世話などを日常的に行っているこども）等が顕在化してきています。見えにくい問題ではありますが、都市部だけではなく、地域においても少なからず確認されてきている現状です。これまでのように地域で課題を解決していくという「地域力」、あるいはお互いに支え合い共生していけるような地域の「福祉力」が弱まってきています。

わたしたちの「生活」という視点で見ると、深刻な「生活のしづらさ」が増してきています。様々な問題が同時にいくつも重なったり、家族全員が何らかの問題を抱えたりしています。

かつては、家族や親せき、隣近所や知人によって支えられていたような困りごとでも、今はひとりで抱え込み、誰にも相談できず、解決の糸口が見つからない状況になっている人や世帯があることも事実です。

（２）地域福祉とは

「地域福祉」とは、住民、地域自治組織、民間事業者、社会福祉協議会、行政などがお互いに協力しながら、だれもが住みなれた地域で安心して暮らせるよう、さまざまな福祉的な課題の解決に取り組むことをいいます。

社会福祉法では、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定めています。福祉サービスを必要とする人たちが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化に限らずあらゆる分野の活動に参加する機会を得ることができるよう、地域福祉を推進することの重要性が明記されています。

福祉というと高齢者や障がいのある人、子ども等の対象者が、分野ごとに限定して対策を講じるという傾向がありましたが、地域福祉は、地域に住む誰もが福祉の担い手であり受け手となるような仕組みづくりを地域全体で考え、地域の中に存在する課題を共有し、地域全体で解決する仕組みを考えることです。

難しい考え方でなく、かつてどこにでも見られた隣近所とのつきあい、近所の誰かが困ったとき、何かあったときには互いに声を掛け合い助け合う、そういった地域づくりを進めることも地域福祉のひとつの姿です。

地域福祉のイメージ図

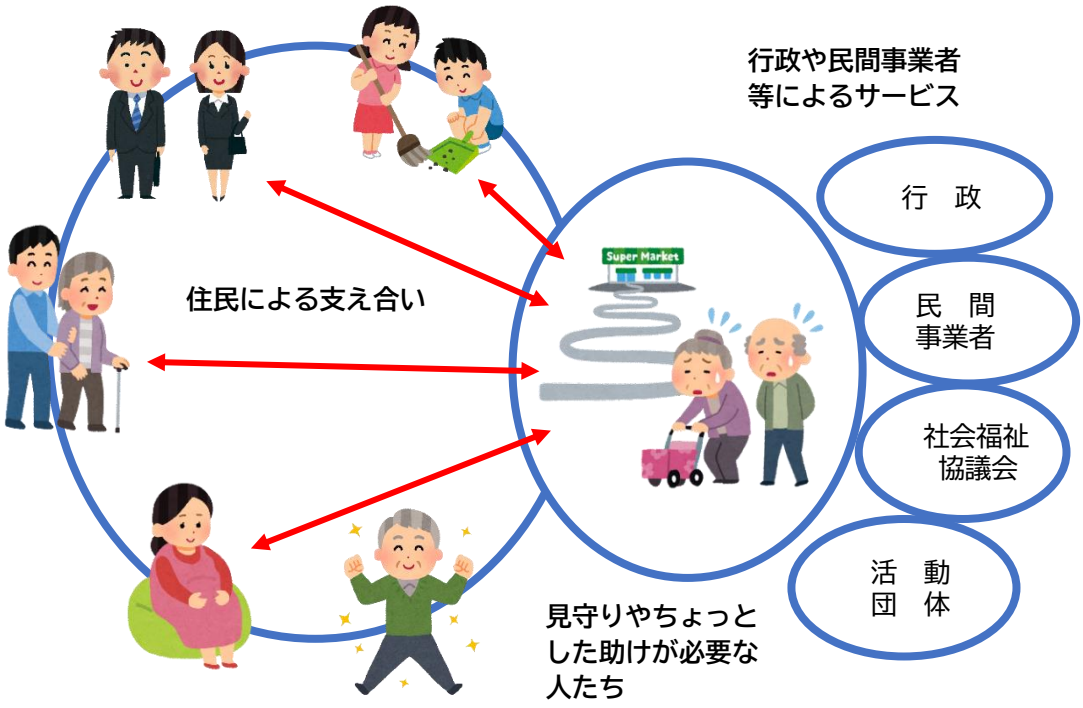

行政などのサービスでは手の届きにくい部分（見守りやちょっとした助け）を地域の人たちが互いに助け合い、支えあっていくことを「地域福祉」といいます。

地域の人たちすべてが社会に参加し、行政や民間事業者、社会福祉施設などと力を合わせて、住み慣れた地域の中で互いに支え合いながら、安心して暮らせる社会の実現をめざします。

２．地域福祉をめぐる国の動向

（１）社会福祉法の改正と地域共生社会

国においては、平成２７年４月から生活困窮者自立支援制度が開始され、複合的な生活課題を抱えた世帯に対しても、包括的な支援が可能となるよう取り組みがスタートしました。

また、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた取り組みがすすめられています。「他人事を『我が事』に変えていくような働きかけをする機能」、「『複合課題丸ごと』、『世帯丸ごと』、『とりあえず丸ごと』受け止める場」、「市町村における包括的な相談支援体制」など福祉改革を貫く基本コンセプトとし、地域共生社会の実現をめざすこととしています。これにあわせ社会福祉法が改正され、平成３０年４月１日から施行されることとなりました。この中では地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

さらに、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。また、この改正において、包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされたところです。

地域福祉計画は、住み慣れた地域において、分野ごとの縦割りではなく、各々の実情に応じた形で、地域住民、福祉等の関係機関及び行政等が一体となって地域福祉を推進するための仕組みづくりに取り組むための行政計画です。

地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな重層的支援体制整備事業が、令和３年４月からスタートしました。

介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような「くらしの困りごと」に対応するため、町全体で「分野を問わない相談支援」、「参加支援」および「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、包括的な支援体制を整備する事業です。

※実施を希望する市町村による任意事業で、当町では実施してはいませんが、地域福祉を推進する上での参考としていきます。

◆地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

厚生労働省ホームページより

◆包括的相談支援体制のイメージ

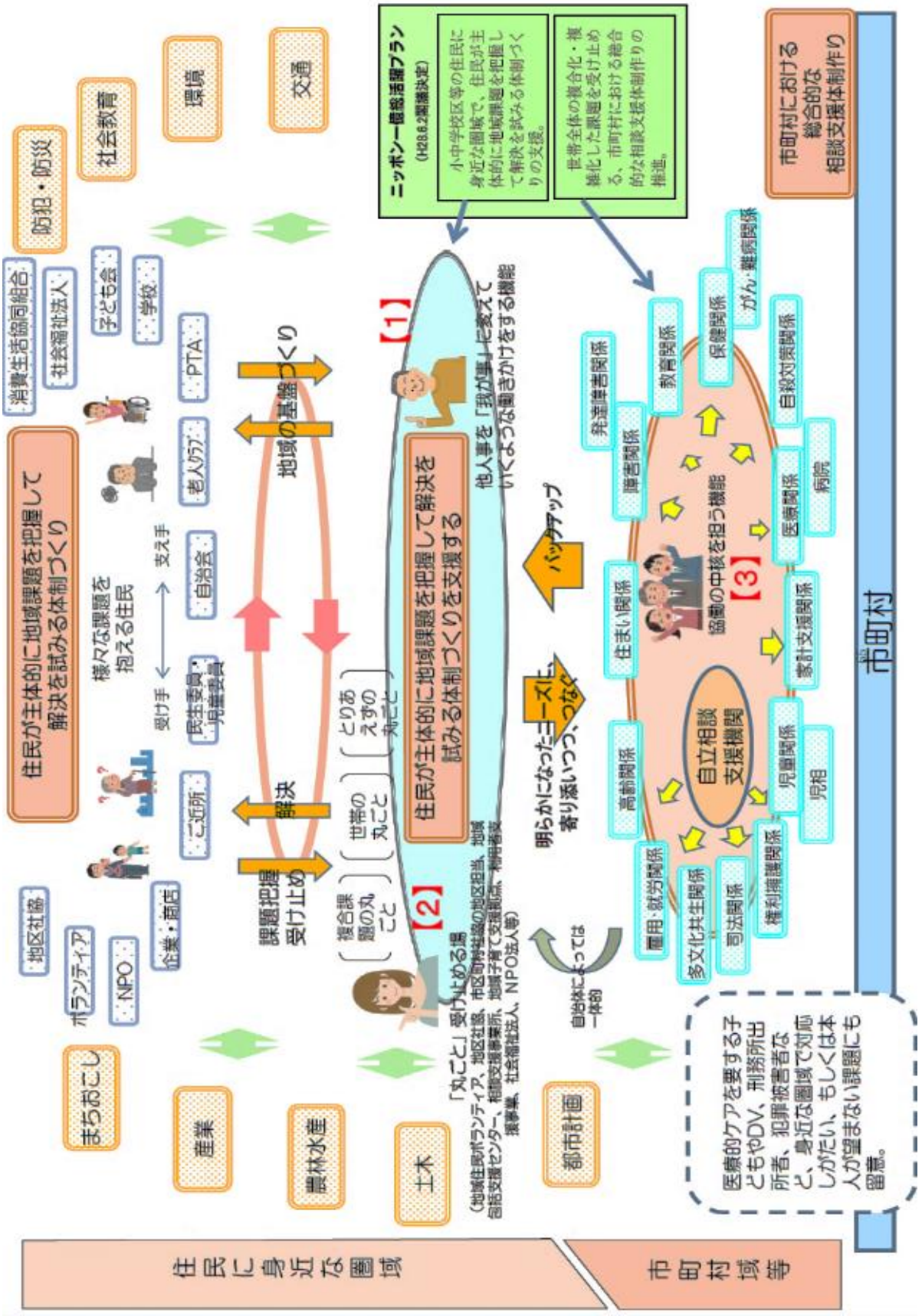

厚生労働省ホームページより

◆重層的支援体制整備事業のイメージ

厚生労働省ホームページより

（２）計画に盛り込むべき事項

社会福祉法では、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項としては、次の５つが掲げられています。

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、
　共通して取り組むべき事項
②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

詳細は「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に規定されており、これに準じて計画を策定します。

３．ポストコロナの地域共生社会の推進

○人と人との接触機会が減少･長期化により孤独･孤立の問題が顕在化･深刻化

新型コロナウイルス感染症禍では、人と直接会う機会が大幅に制限されたこともあり、コミュニケーションの在り方も大きく変化した時期もありました。社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人と人との接触機会が減少し、それが長期化することで、社会において内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化してきました。

○人と実際に会うことの大切さ、社会参加活動への意識

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響として、約７５％の者が「人と実際に会うことの大切さがあらためてわかった」と回答しています。新型コロナウイルス感染症により、人と人との交流が制限されていた分、その大切さが実感されたと考えられます。

人々の交流の意識については全般的に希薄化している傾向がありますが、その一方で、「日頃、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っている」という意識を有する者は、６～７割と高い水準で推移してきています。他者とのつきあい方の志向は変わっても、社会の構成員としての個々人の役割は変わらずに意識されていることがわかります。他者とのコミュニケーション頻度が高いほど社会参加活動を行っている割合が高い、自治体の人口規模が小さいほど、社会参加活動を行っている割合が高いという調査結果があり、顔の見える関係で、地域活動等に積極的に声がけをしていくことが重要です。

○ポストコロナの令和時代に求められる新たな「つながり･支え合い」

「つながり・支え合い」の概念は拡がりをみせており、これまで見てきたような様々な課題に対応していくためには、ポストコロナの令和の時代における新たな「つながり・支え合い」を創出し、人々がつながりをもちながら安心して生活を送ることのできる地域共生社会を実現することが求められます。

まず、世代や属性、「支える側」、「支えられる側」を超えて、包摂的（インクルーシブ）な「つながり・支え合い」を創出することが重要です。誰にでも起き得るであろう多様化し複雑化する課題に対応するためには、支援が必要な方の状況や希望に応じて、支援方法や支援経路も多様であることが求められます。このため、多様な新しいチャネルを通して、全ての人に「つながり・支え合い」を創出することが重要であり、そのための取組の方向性として、①属性を問わない相談支援やアウトリーチを始めとする「包括的な支援体制」の構築、②暮らしの基盤である「住まい」から始まる支援、③デジタルも含め様々な人が交差する「居場所」づくりの推進、が考えられます。

また、複雑化する課題に対して、より多くの主体の参画によって様々な分野・視点からの支援を行うとともに、「つながり・支え合い」を継続的、自律的なものにするためにも、人々が支援の関わり方を自主的に選択し、意欲・能力が十分発揮できるような「つながり・支え合い」を創出することが重要です。そのための取組の方向性として、①ライフスタイルや興味・関心、得意分野を活かした参画、②デジタル、ＩＣＴを活用した地域社会への参画、が考えられます。（参考：「令和５年度厚生労働白書」）

４．SDGs の観点から考える地域福祉

SDGs とは、「Sustainable Development Goals（持続的な開発目標）」の略称です。これは２０１５（平成２７）年９月の国連サミットで、「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」として採択されたもので、先進国を含む国際社会全体の２０１６（平成２８）年から２０３０（令和１２）年の１５年間で達成するための環境・経済・社会についてのゴール（目標）です。

社会が抱える問題を解決し、２０３０（令和１２）年をめざして明るい未来を作るため、17 のゴールと、それらを達成するための具体的な１６９のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

少子高齢化が進み、さらなる人口減少の到来が想定される中で、現状のさまざまな地域課題はいっそう複雑化・複合化することが想定されており、国・地方問わず「持続可能な地域づくり」が喫緊の課題となっており、町総合計発展計画においても、SDGs を意識した内容となっており、本計画も方向性を同じくして取り組みを進めていく必要があります。

SDGs の達成に取り組むことが「持続可能な地域」をつくることつながり、住み続けられるまちづくりのため、さまざまな方策を検討していきます。

SDGs の理念と地域共生社会の考え方はともにめざすところは同じです。

地域共生社会を実現させるためには、支える側・支えられる側に分かれることなく、すべての人が役割を持ちお互いが支え合うことが必要であり、地域の中にはさまざまな人がいるということ（多様性/Diversity）を理解し、それを受けとめるということ（社会的包摂/Social Inclusion）が求められています。そして、このことを通じて「つながり・安心・希望が続く一人ひとりが輝く町」を町ではめざしています。それは裏返せばすべての人を守っていくセーフティネットを強化することにつながります。

◆人類がこの地球で暮らし続けていくために、２０３０年までに達成すべき目標

国連開発計画ホームページ　より

５．第２期計画の策定に向けて

当町では、平成３１年に前回の「金山町地域福祉計画」を策定し、地域福祉の充実のためにさまざまな取り組みをすすめてきました。

全国的には、毎年のように、局地的な災害が発生しています。令和６年元日に発生した能登半島地震は、石川県内で最大震度７が観測され、甚大な人的被害（死者、行方不明者、負傷者）及び住宅被害（全壊、半壊、床上浸水等）が報告され、復旧には長い時間を要する見込みとなっています。災害等の悲惨さを目の当たりにし、地域の絆の大切さが再認識され、重視する意識が高まる中、日常からの顔の見える関係づくりが必要となっています。当町においても、いざというときに備え、災害時要支援者の支援体制づくりを早急に進める必要があります。

令和２年から感染拡大がみられた新型コロナウイルス感染症は、健康上の問題だけではなく、地域経済・社会にも大きな影を落としています。さらに、外出や地域での活動が制限され、従来のさまざまな地域活動が停滞し、社会的な孤立感が高まる等、町民の生活にも大きな影響を及ぼしました。このことは、社会とのつながりや人と会うことの大切さを意識するきっかけにもなりました。

前期の計画策定以降も、当町においては、少子高齢化、人口減少、核家族化が進行するとともに、地域における連帯感や支え合いの意識の向上も依然として課題になっています。また、こういった情勢に呼応するかのように、住民が抱えるさまざまな見えにくい困難問題も顕在化してきています。

このような問題を解決するためには、行政はもとより住民や民間事業者など、さまざまな地域活動を行う主体者が共に支え合いながら地域課題を解決していくことが重要です。

誰もが地域の中で安心して生き生きと暮らしていけるようにするためには、他人ごとになりがちな地域づくりを、地域住民一人ひとりが「我が事」として捉えていく仕組みづくりが重要であると考えられます。

このような活動を推進するための体制を整備していくことや、既存の制度だけでは対応しきれない複合化・複雑化した課題に対し、関係機関が協働しながら、縦割りでなく「横断的に」対応する、重層的な相談支援の体制を築いていく必要があります。

このため、住民、地域自治組織、民間事業者、社会福祉協議会、ボランティア団体、行政など、地域で暮らし活動する誰もが一体となって、地域福祉を推進するための指針として「第２期金山町地域福祉計画」を策定し、「地域共生社会」の実現を目指すものです。

６．計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第１０７条の規定に定められている事項について、金山町総合発展計画を上位計画とし、高齢者福祉・介護保険事業計画、障がい者計画等、子ども・子育て支援事業計画など福祉各分野の共通事項を定めた計画として位置づけます。

◆計画体系図

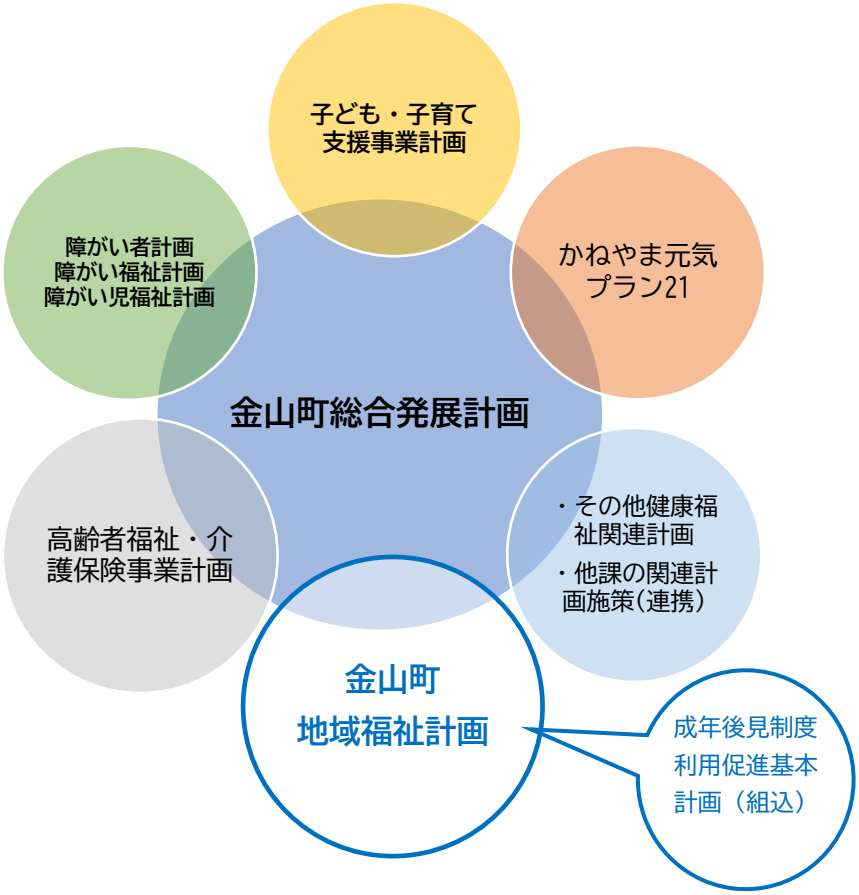

７．計画期間

本計画は、令和６年度から令和１０年度までの５カ年間を計画期間とします。

◆各計画の期間

年度（令和）	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
総合発展計画	基本構想・基本計画(前期、後期)									
地域福祉計画	第１期			第２期　地域福祉計画					次期	
成年後見制度利用促進基本計画	前期			↑　地域福祉計画に組込					↑　次期	
高齢者福祉・介護保険事業計画	第８期			第９期			第 10 期			次期
障がい者計画	今期						次期			
障がい福祉計画	第６期			第７期			第８期			次期
障がい児福祉計画	第２期			第３期			第４期			次期
子ども・子育て支援事業計画	第２期				第３期					次期
かねやま元気プラン 21	第３次				次期					

８．計画策定の手法

計画策定にあたっては、町民や関係機関・地域団体の代表などで構成する策定委員会を設置して審議を行いました。また、計画で掲げる施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係部署と連携し、策定作業を進めました。

第２章

金山町を取り巻く現状等

第２章 金山町を取り巻く現状等

１．人口・世帯の状況

（１）人口の推移・推計

当町の総人口は減少傾向にあり、長期的にみると、さらに少子高齢化が進むと予想されます。

６５歳以上人口は２０３０年（令和１２年）以降に減少傾向となりますが、総人口の減少に伴い高齢化率は上昇し続け、２０３０年には生産年齢人口とほぼ同数(同率)となり、その後高齢者人口が生産人口を上回っていくと予想されます。

■人口の推移・推計(2023 年住民基本台帳、2025 年～町による推計値)

区　　分	2023 年 令和 4 年	2025 年 令和 7 年	2030 年 令和 12 年	2035 年 令和 17 年	2040 年 令和 22 年	2045 年 令和 27 年
総　人　口：A	5,018	4,677	4,089	3,562	3,039	2,567
年 少 人 口：B （15 歳未満）	492	422	327	258	227	203
生産年齢人口：C （15 歳～64 歳未満）	2,591	2,303	1,880	1,617	1,329	1,079
高 齢 者 人 口：D （65 歳以上）	1,878	1,919	1,840	1,655	1,499	1,338
生産年齢人口割合　C／A	51.6%	49.2%	46.0%	45.4%	43.7%	42.0%
高齢者人口割合　D／A	38.6%	41.7%	46.0%	47.4%	48.8%	50.1%

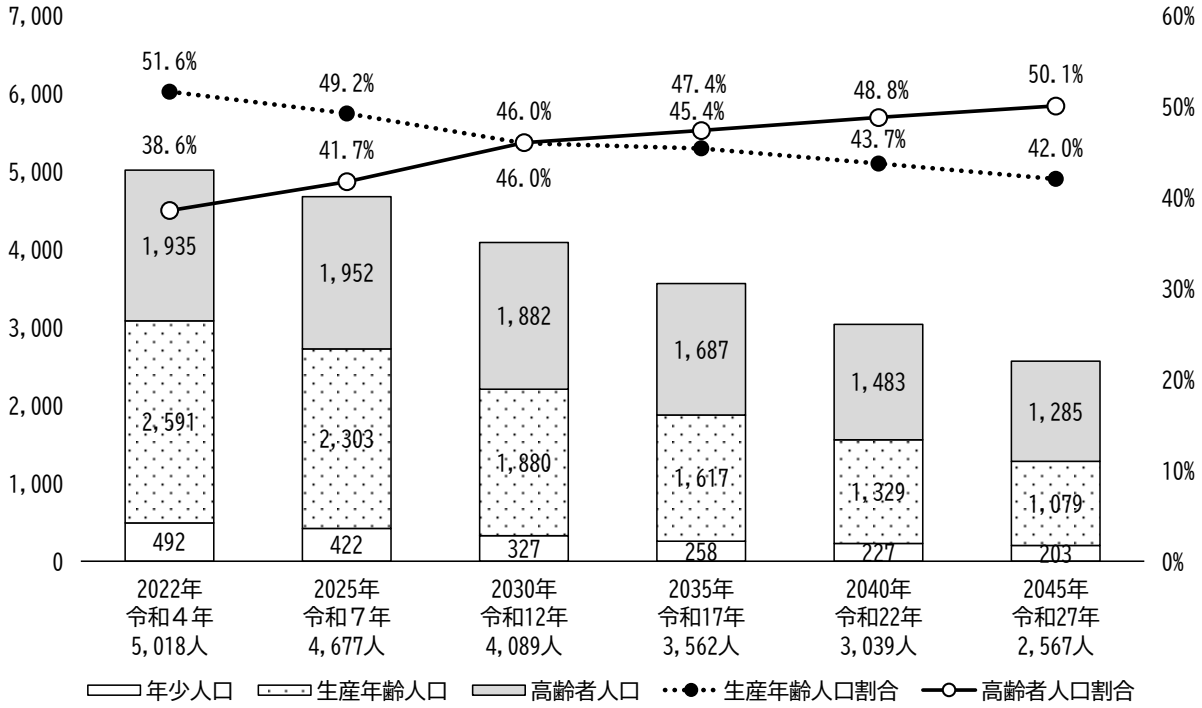

資料：町の住民基本台帳に基づく人口推計

（２）世帯数の推移

一般世帯数の推移をみると、２０００年（平成１２年）の１，７４０世帯から減少傾向にあり、２０２０年（令和２年）には１，５６９世帯となっています。

また、一世帯当たり人員も同様の傾向があり、２０００年（平成１２年）の 4.2 人から２０２０年（令和２年）には 3.2 人に減少し、核家族化の傾向を示しています。

■一般世帯数の推移

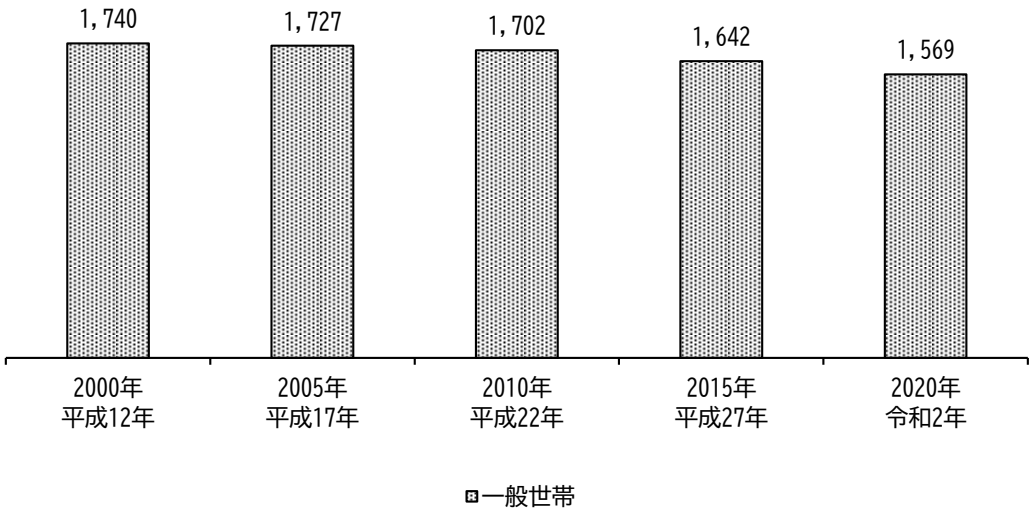

資料：各年国勢調査

■一世帯当たりの平均世帯人員の推移

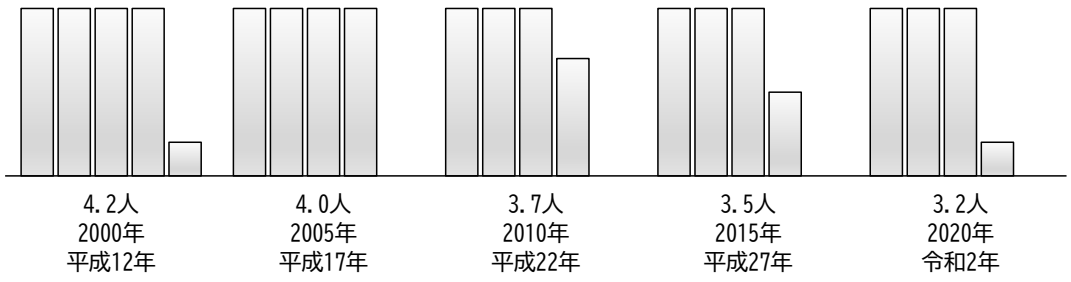

資料：各年国勢調査

２．児童福祉（子ども・子育て）の状況

（１）子どもの数の推移

小学生以下の子どもの数は年々減少傾向にあります。

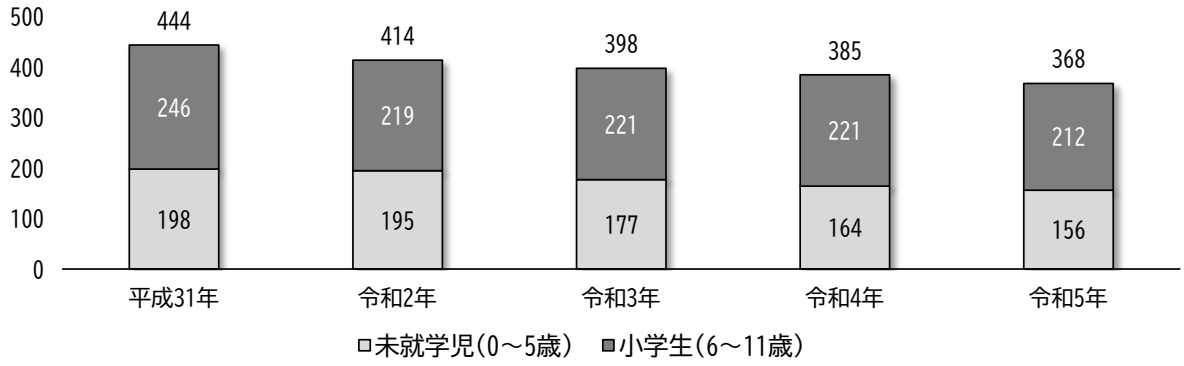

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

（２）子どものいる世帯の推移

６歳未満の子どものいる世帯は年々減少し、２０２０年（令和２年）では、１３５世帯となっています。また、１８歳未満の子どものいる世帯も年々減少し、２０２０年（令和２年）では、３７４世帯となっています。

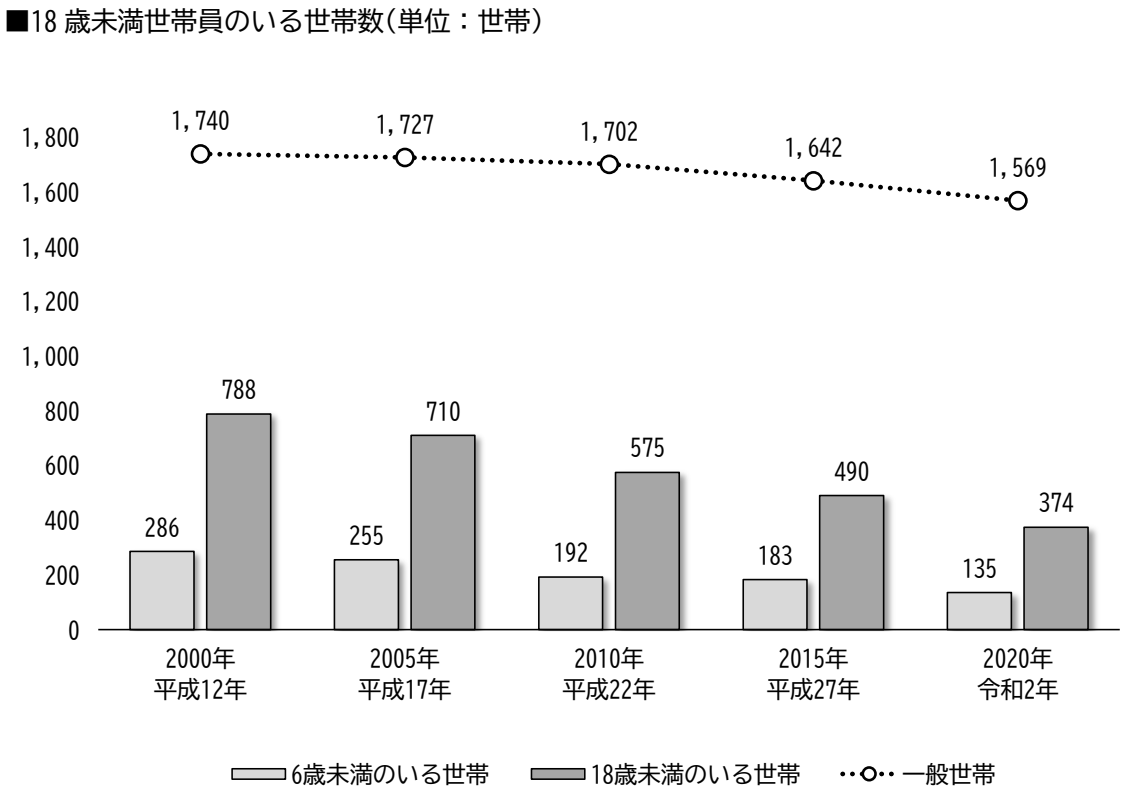

資料：各年国勢調査

（３）教育・保育施設の利用状況

当町の教育・保育施設の利用者数は以下のとおり、子どもの数の減少に伴い減少傾向にあります。

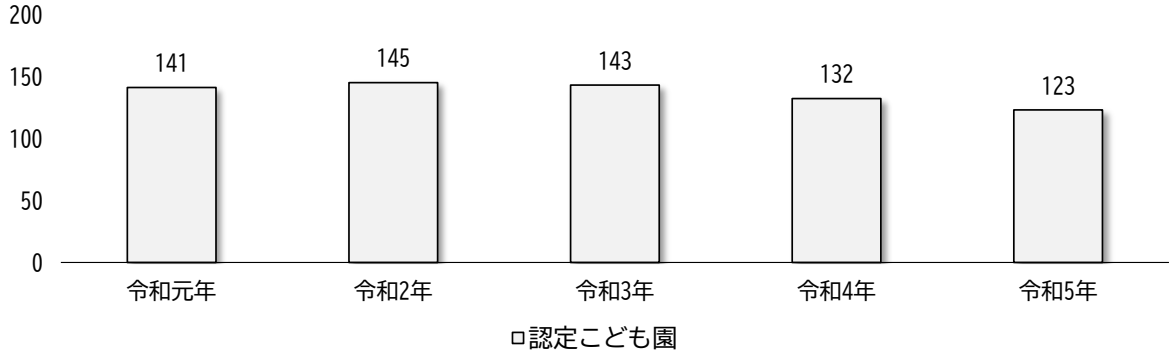

資料：健康福祉課調べ（各年４月１日）

（４）放課後児童クラブ登録者数

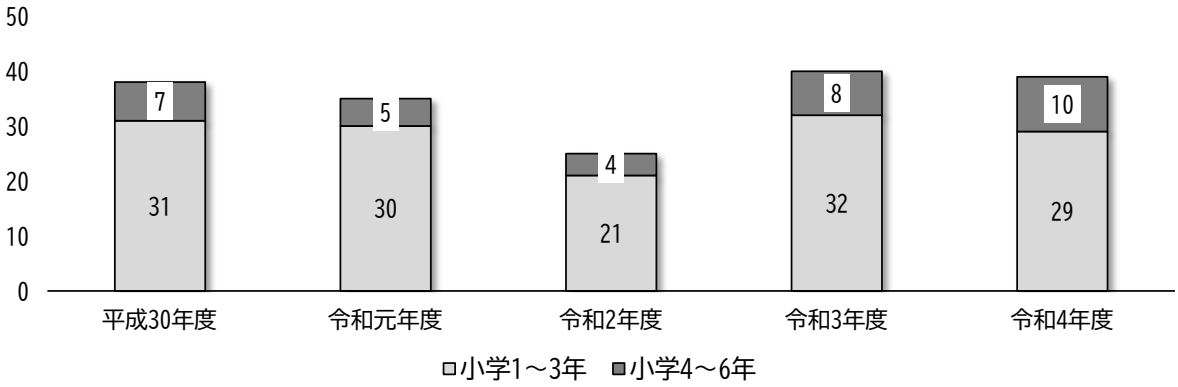

資料：健康福祉課調べ

（５）子育て支援センター事業参加者数

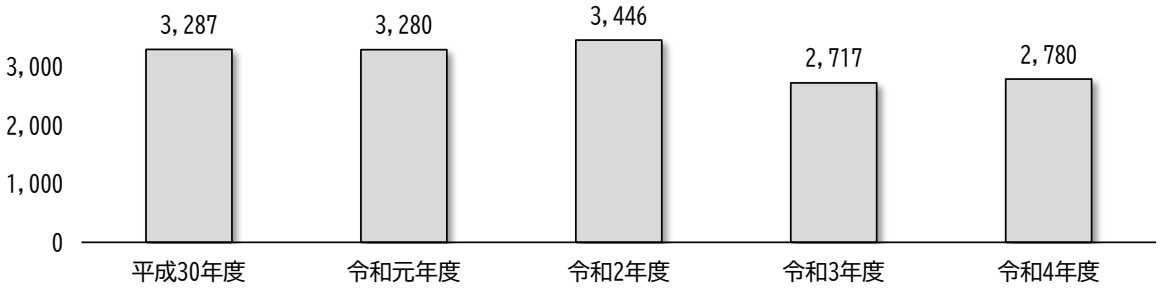

資料：健康福祉課調べ

（６）母子・父子福祉に関する事項（児童扶養手当受給者数）

母子世帯数・父子世帯数は、ほぼ同数で推移しています。

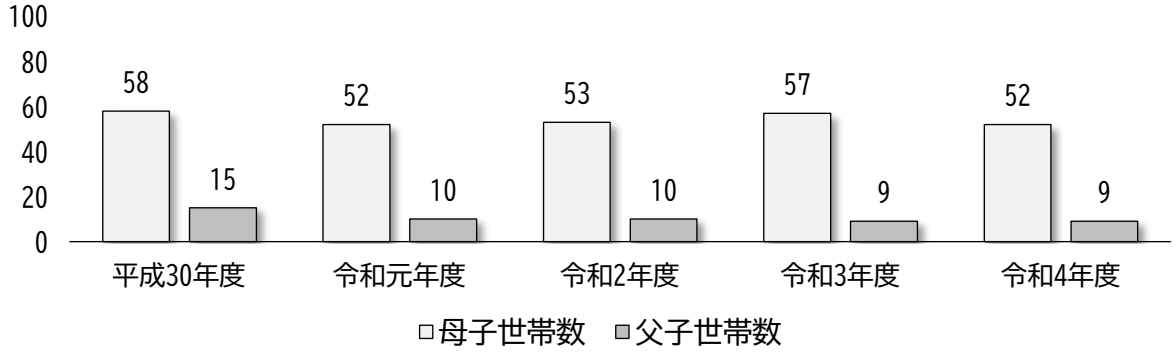

資料：健康福祉課調べ

（７）要保護児童対策　相談等対象件数

要保護児童対策の相談等対象件数は増加傾向にあります。

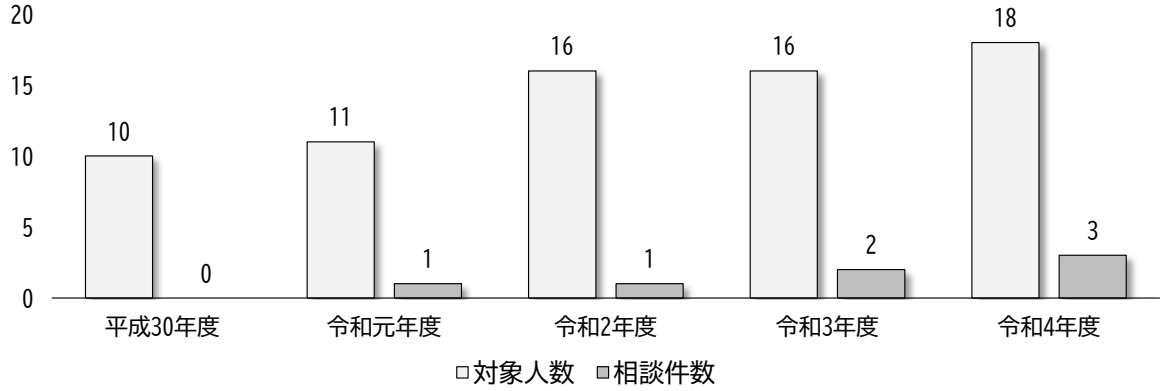

３．高齢者福祉の状況

（１）高齢者人口の推移と推計

当町の高齢者人口はほぼ同数で推移していましたが、２０３０年（令和１２年）から減少傾向に転ずると予想されます。

一方、７５歳以上の後期高齢者は今後も高水準で推移すると予想されることから、疾病対策や介護予防対策を継続・強化していく必要があります。

■高齢者人口の推移・推計(2023 年住民基本台帳、2025 年～町による推計値)

区分	2022 年 令和 4 年	2025 年 令和 7 年	2030 年 令和 12 年	2035 年 令和 17 年	2040 年 令和 22 年	2045 年 令和 27 年
高齢者人口	1,935	1,952	1,882	1,687	1,483	1,285
65～74 歳	959	921	827	627	481	444
（割合）	49.6%	47.2%	43.9%	37.2%	32.4%	34.6%
75 歳以上	976	1,031	1,055	1,060	1,002	841
（割合）	50.4%	52.8%	56.1%	62.8%	67.6%	65.4%

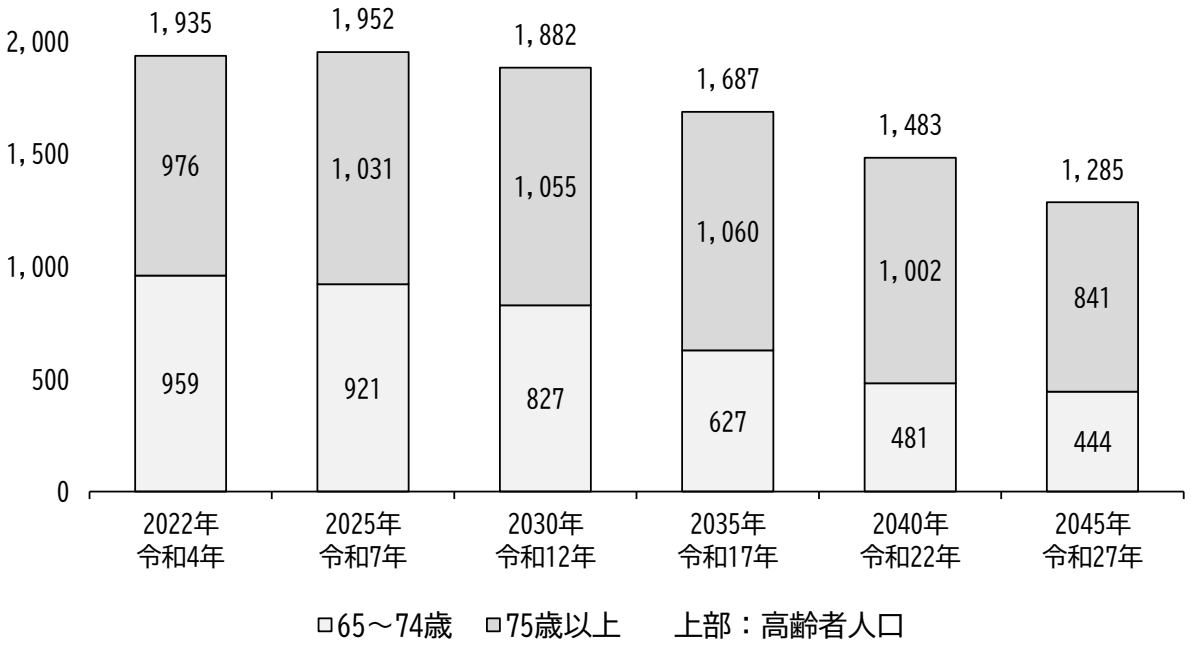

資料：町の住民基本台帳に基づく人口推計

（2）高齢者のいる世帯の推移

高齢者世帯類型でみると、高齢者のいる世帯はほぼ同数で推移している一方、高齢夫婦のみ世帯、高齢者単独世帯の数は増加しています。このことは、地域福祉を推進する上で留意すべき傾向となっています。

■高齢者のいる世帯数(単位：世帯)

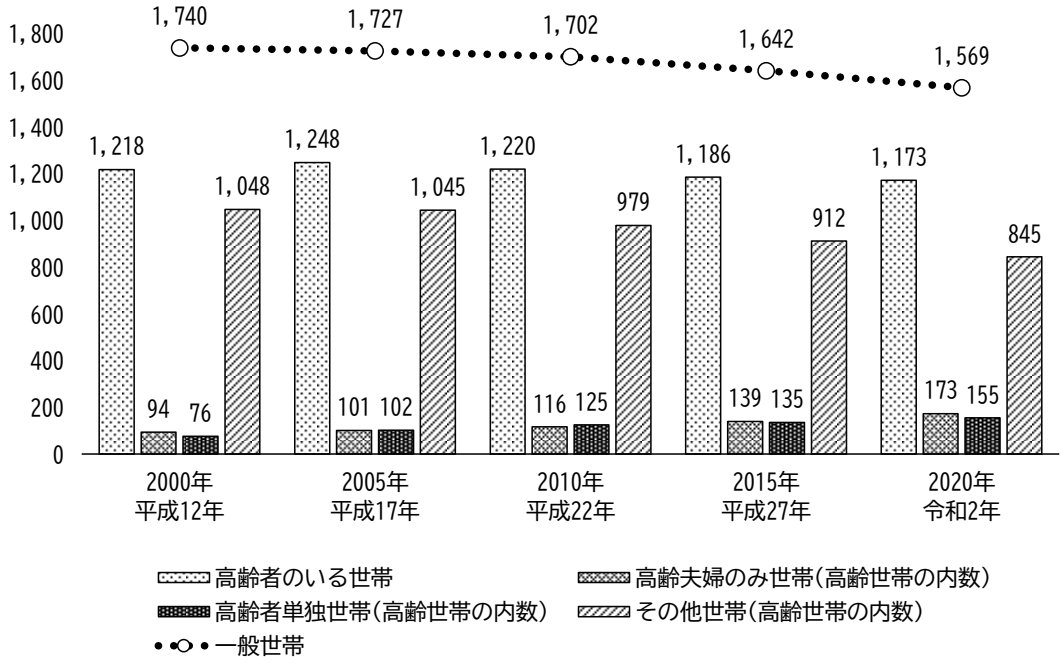

資料：各年国勢調査

（３）要介護・要支援認定者数の推移

要介護認定者数は、介護保険制度創設当初の２０００年（平成１２年）は２０５人でしたが、２０１５年（平成２７年）には４０６人と２倍近くなりましたが、近年は減少傾向にあり、令和５年３月末では３２０人となり全国平均、県平均を下回っています。

■要介護（要支援）認定者数の推移（要介護度別）

		令和元年 3 月末	令和 2 年 3 月末	令和 3 年 3 月末	令和 4 年 3 月末	令和 5 年 3 月末
認定者数	合計	396	372	356	318	320
	要支援１(人)	24	25	23	21	24
	要支援２(人)	34	25	25	19	24
	要介護１(人)	85	66	69	64	54
	要介護２(人)	75	81	69	60	66
	要介護３(人)	69	60	53	45	44
	要介護４(人)	59	66	59	56	51
	要介護５(人)	50	49	58	53	57
認定率	認定率(金山町)(%)	20.0	19.0	18.2	16.3	16.5
	認定率（山形県）(%)	18.0	17.9	17.8	17.6	17.4
	認定率（全国）(%)	18.3	18.4	18.7	18.9	19.0

資料：地域包括ケア「見える化システム」より
平成 27 年度から令和 2 年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和 3 年度から令和 4 年度：「介護保険事業状況報告（3 月月報）」

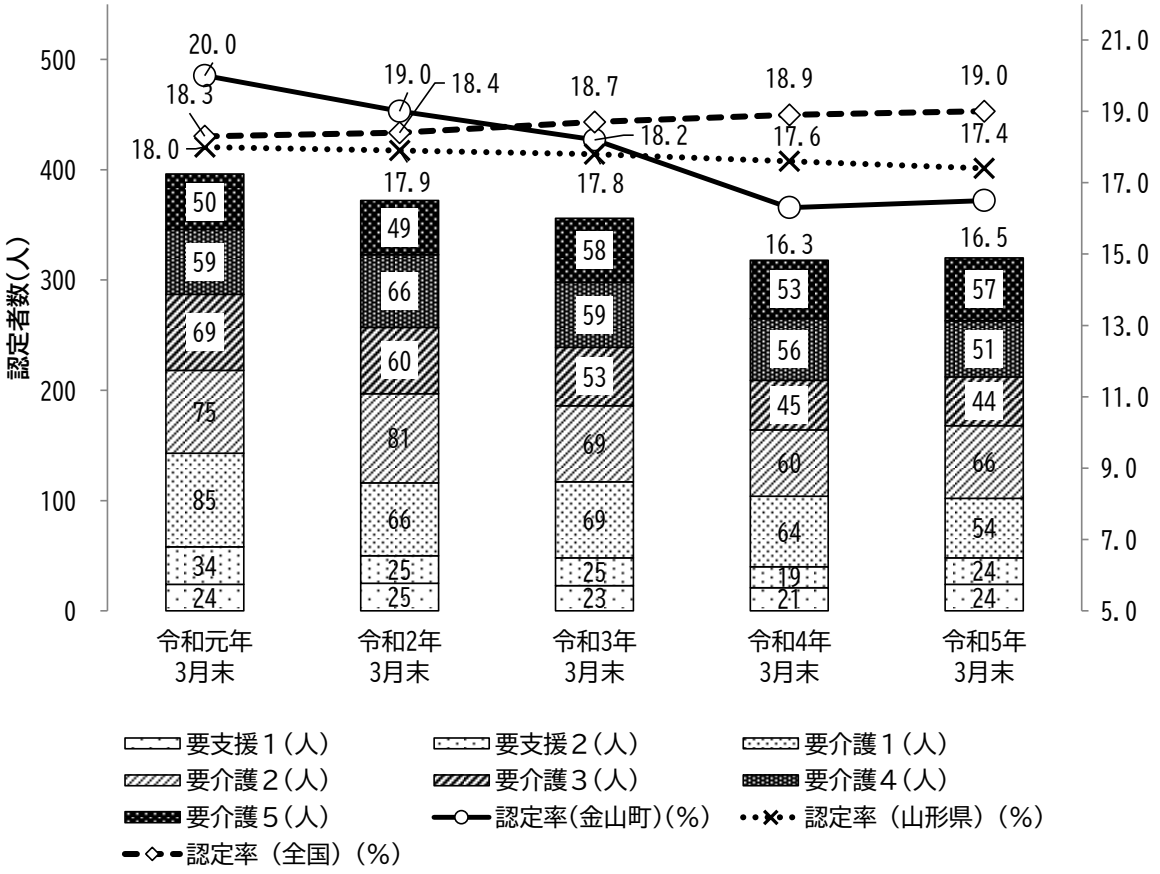

（４）地域包括支援センター総合相談支援件数

地域包括支援センターにおける総合相談支援件数は、減少傾向にあります。

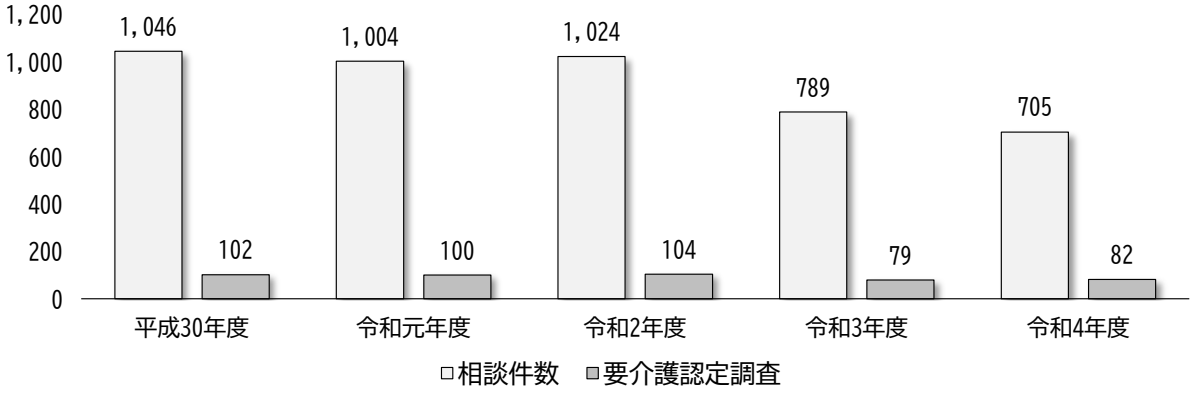

資料：健康福祉課調べ

（５）高齢者虐待相談件数

当町においても、一定数の高齢者の虐待相談があります。

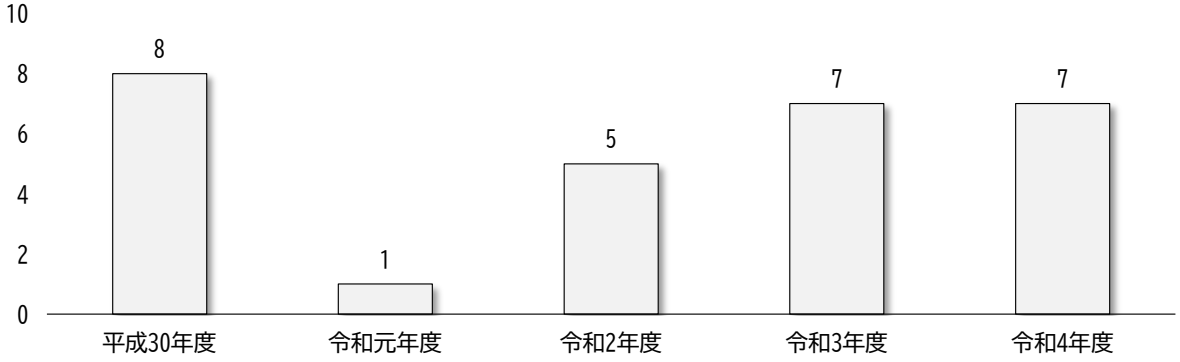

資料：健康福祉課調べ

（６）認知症サポーター養成件数

認知症サポーター養成件数については、コロナ禍等の影響により減少傾向にあります。
令和４年度は、認知症サポーターステップアップ講座を実施（チームオレンジの設置）

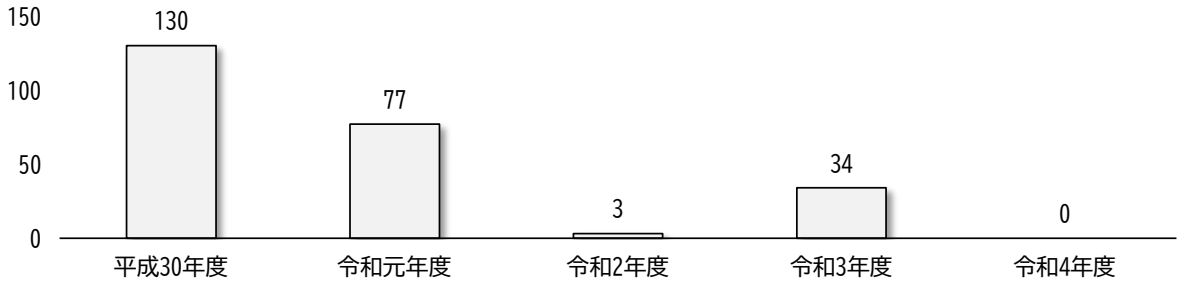

資料：健康福祉課調べ

（7）老人クラブ

老人クラブについては、やや減少傾向がみられます。

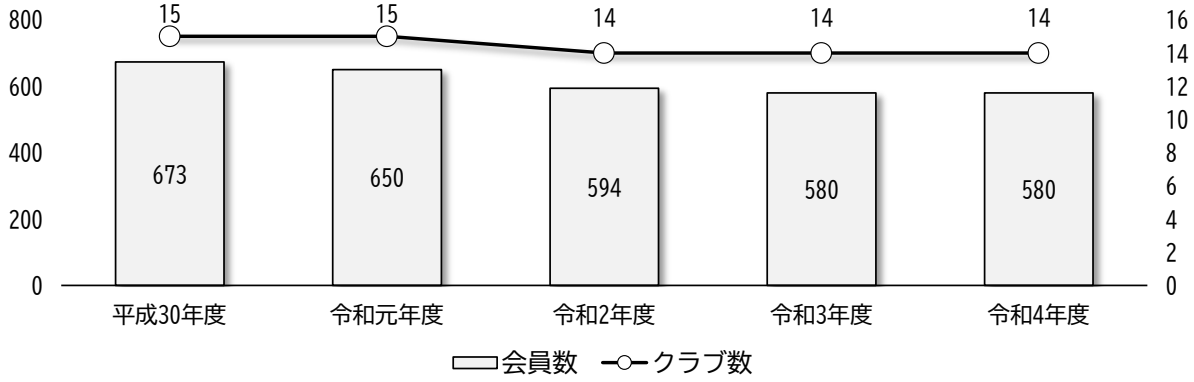

資料：健康福祉課調べ

（8）いきいきサロン

いきいきサロン参加者については、コロナ禍等の影響により減少傾向がみられます。

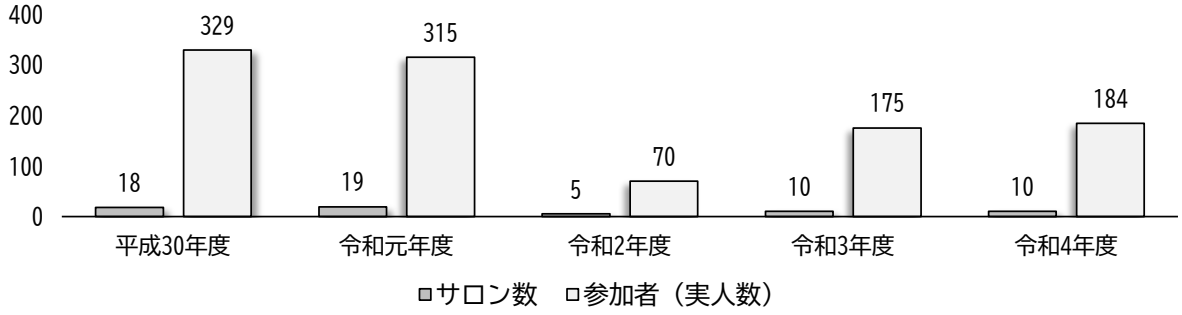

資料：社会福祉協議会

４．障がい者福祉の状況

■障がい者（手帳所持者）数の推移

身体障がい者手帳所持者については、減少傾向がみられ、精神、療育手帳所持者についてはほぼ同数で推移しています。

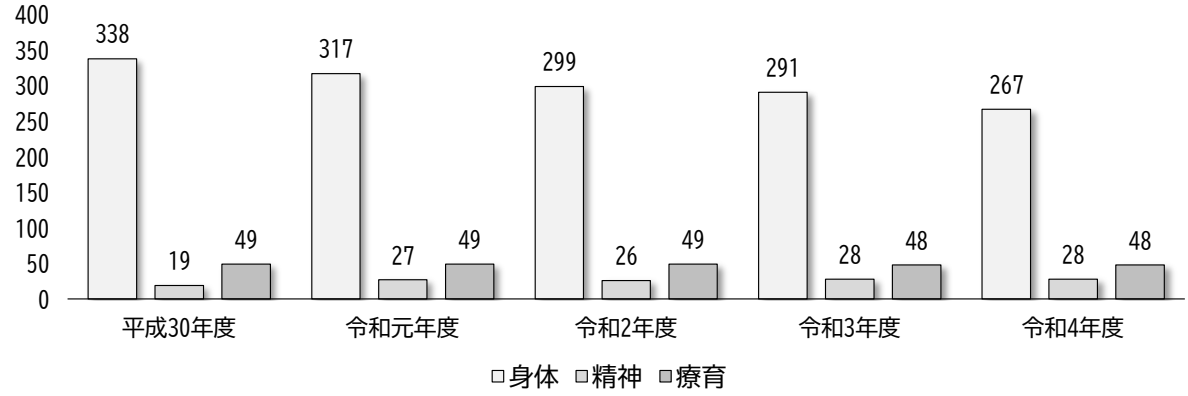

資料：健康福祉課調べ（各年４月１日）

5．生活保護・生活困窮者支援の状況

（1）生活保護受給者数と世帯数の推移

生活保護受給者数と世帯数についてはほぼ同数で推移しています。

■生活保護受給者数と世帯数の推移（世帯）（人）

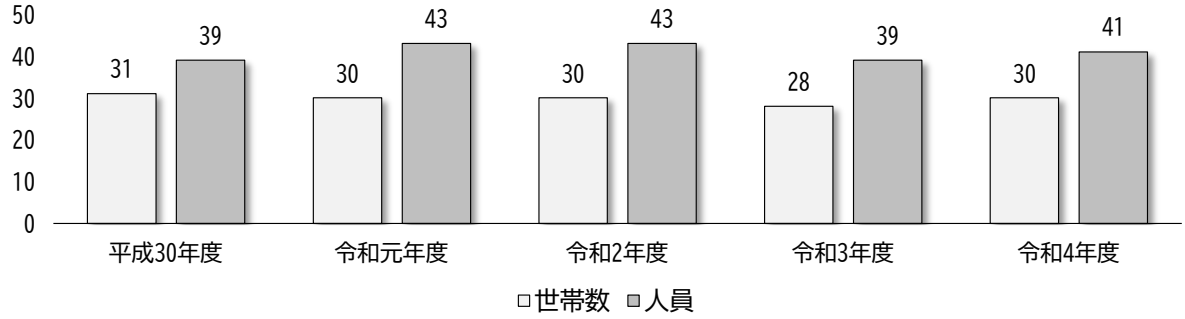

資料：健康福祉課調べ（各年４月１日）

（2）生活保護受給率の推移

当町の生活保護受給率は全国平均、最上全域平均より低く、最上郡町村平均、山形県平均よりやや高くなっています。

■生活保護受給率の推移

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
金山町受給率	0.71	0.78	0.82	0.75	0.83
最上郡町村受給率	0.62	0.65	0.66	0.62	0.69
最上全域(新庄市含む)受給率	0.78	0.83	0.86	0.82	0.86
山形県平均受給率	0.7	0.72	0.73	0.73	0.75
全国平均受給率	1.67	1.66	1.64	1.64	1.63

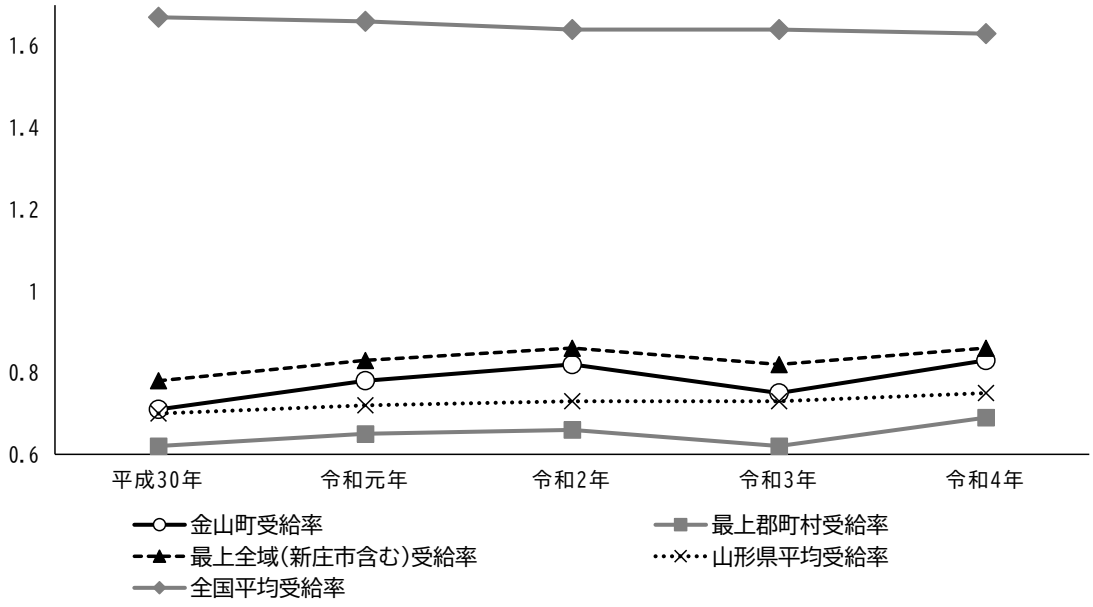

資料：健康福祉課調べ（各年４月１日）

（３）生活困窮者自立支援制度利用者

生活困窮者自立支援制度利用者は増加傾向となっています。

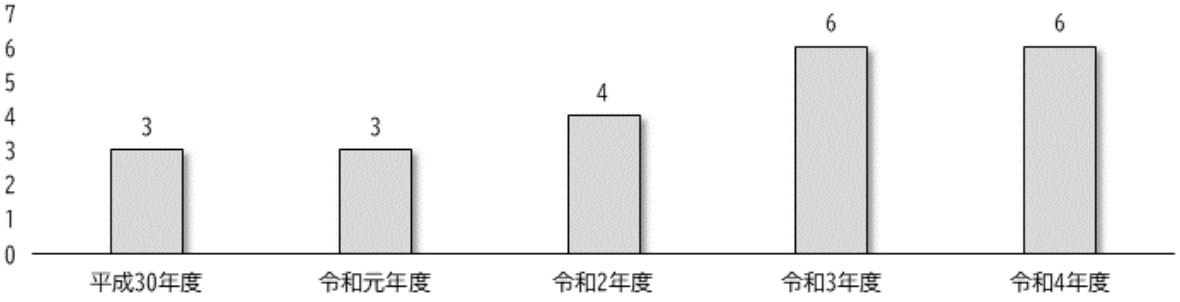

資料：健康福祉課調べ

６．健康増進事業

（１）健康相談人数

健康相談人数は減少傾向となっています。

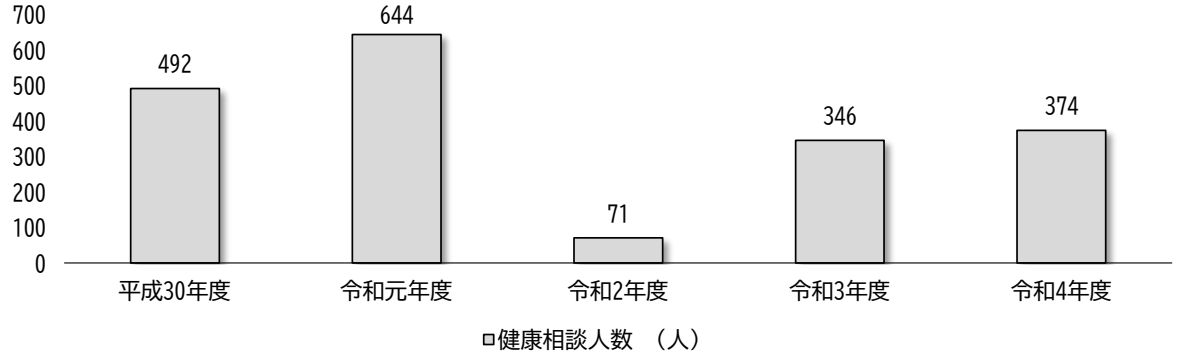

資料：健康福祉課調べ

（２）健康マイレージ事業達成者数

毎年１００名前後の健康マイレージ事業達成者がいます。

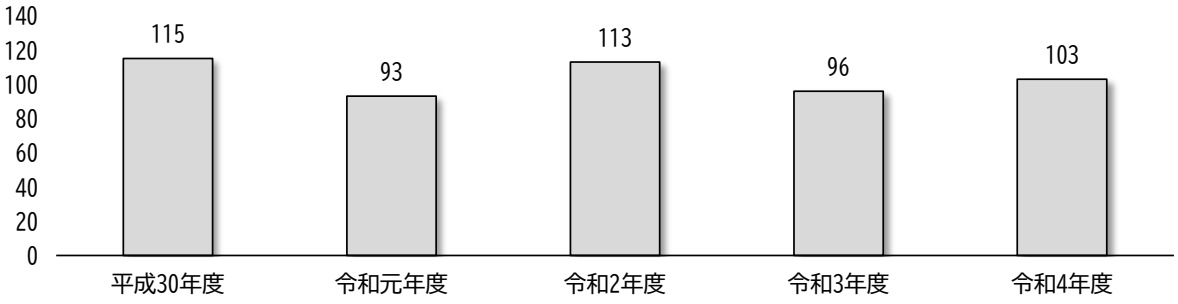

資料：健康福祉課調べ

７．その他の地域福祉関連事業

（１）見守り支援(災害時要支援者台帳登録者)

災害時要支援者台帳の(新規)登録者は、減少傾向となっています。

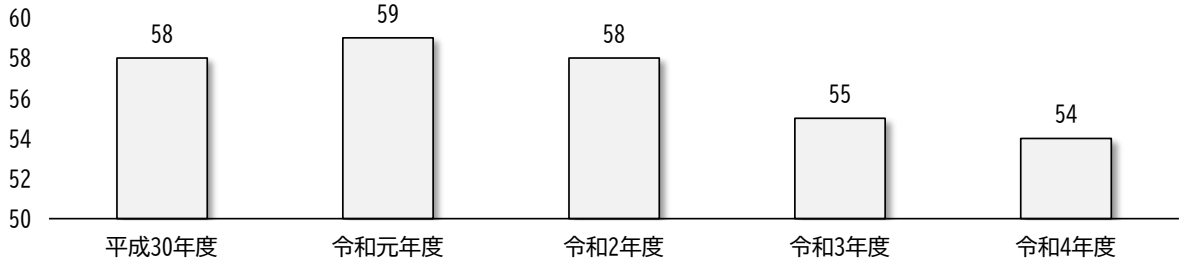

資料：健康福祉課調べ

（２）見守り支援(緊急通報システム設置世帯)

緊急通報システム設置世帯は、増加しています。

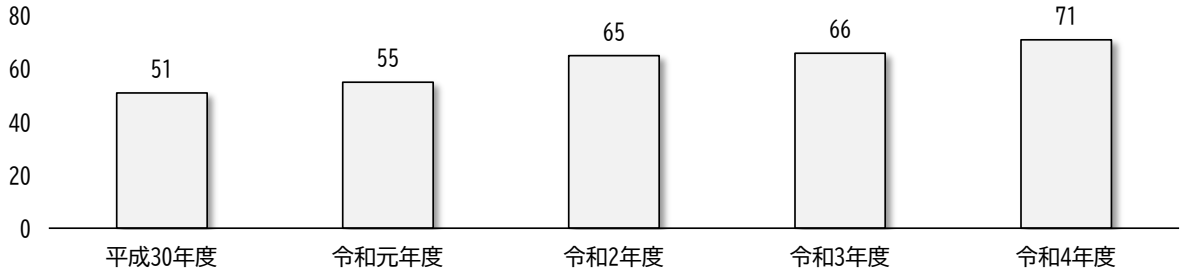

資料：健康福祉課調べ

（３）民生委員児童委員相談件数

民生委員児童委員による相談件数は、増加傾向がみられます。

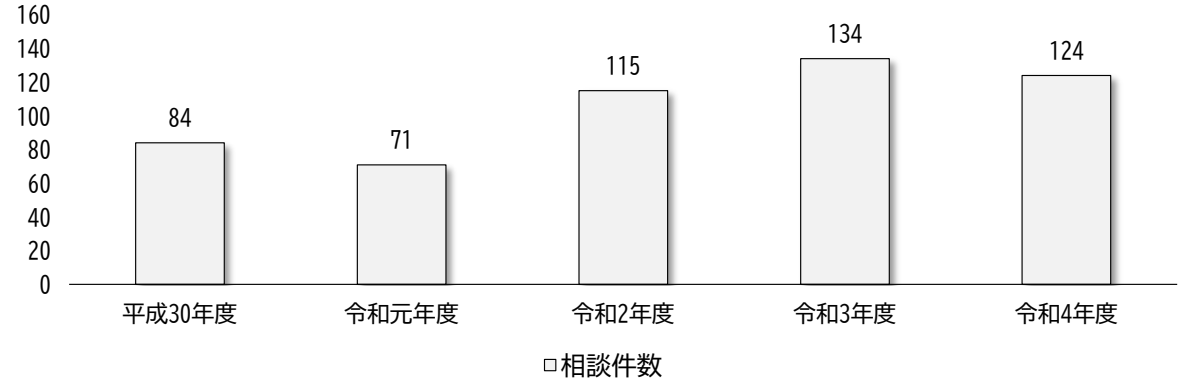

資料：健康福祉課調べ

（３）成年後見制度利用者数

成年後見制度利用者数は、若干増加傾向となっています。

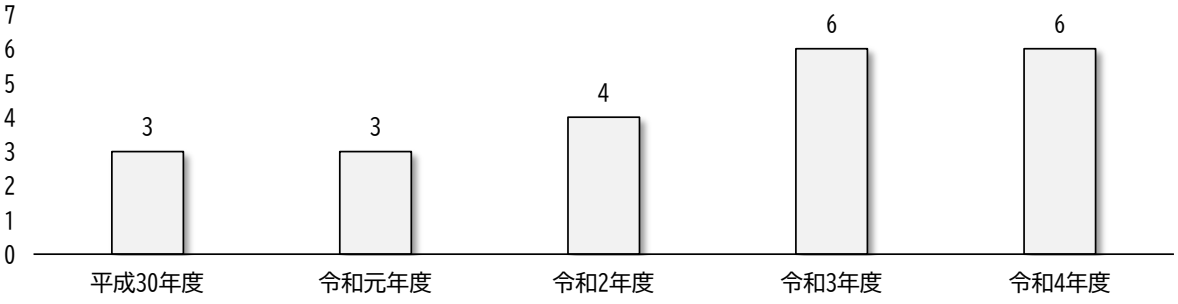

資料：健康福祉課調べ

（４）ボランティア団体数

コロナ禍にもかかわらず、ボランティア団体数は増加傾向となっています。

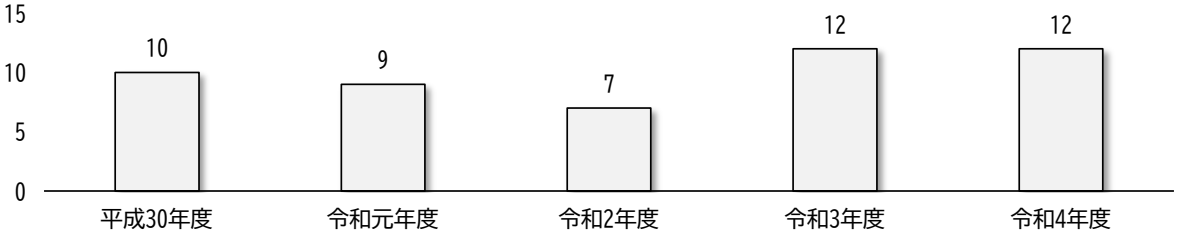

資料：社会福祉協議会

（５）ボランティア保険加入者

コロナ禍にもかかわらず、ボランティア保険加入者は増加傾向となっています。

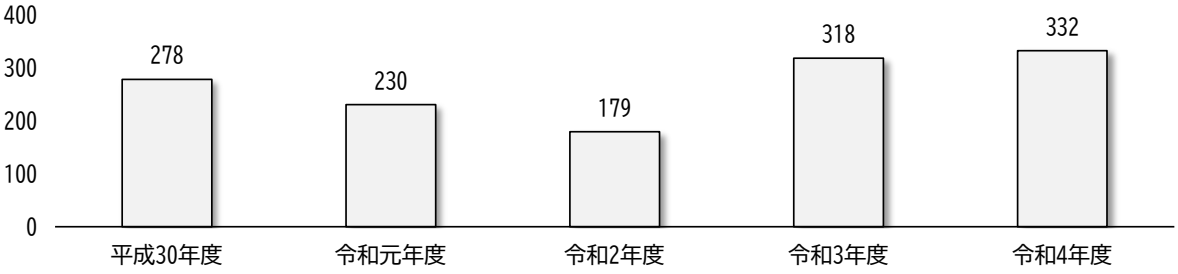

資料：社会福祉協議会

８．計画策定に係わる課題整理

本計画の策定にあたっては、当町を取り巻く現状や策定委員会における意見等を総合的な判断し、取り組むべき課題として整理しました。

課題１　高齢者・障がい者・子ども子育て等のそれぞれの福祉分野において、相談窓口の一本化、もしくは相談援助の情報共有体制を整備することが必要

課題２　ひとり暮らし高齢者や買い物や通院支援等への新たな取組が必要

課題３　雪対策は災害対策の一つとして捉え、年金生活の高齢者等に対する除雪費支援に加え、地域で支え合う仕組みやボランティアの拡充が必要

課題４　障がい福祉分野における「親亡き後の生活」に対して、担当課のみならず、地域で支援していくための仕組みづくりが必要

課題５　生活保護にまで至っていない生活困窮者の把握の仕組みと複合的な支援体制の整備が必要

課題６　郷土への愛着教育やインクルーシブ教育等、地域福祉における地元愛や興味・関心を抱くような教育を推進する必要がある

課題７　若者世代の流出による様々な分野における人材不足に対応するための仕組みづくりと周知が必要

課題８　コロナ禍により停止・中止を余儀なくされた「人と人とのつながり」を回復し、地域活動や交流活動、奉仕活動を活性化し地域福祉を推進していく

第３章

計画の基本的な考え方

第３章 計画の基本的な考え方

１．基本理念

第１期地域福祉計画においては、基本目標を「つながり・安心・希望が続く一人ひとりが輝く町」とし、施策を展開してきました。

前期の計画策定以降も、当町においては、少子高齢化、人口減少、核家族化が進行するとともに、地域における連帯感や支え合いの意識の向上も依然として課題になっています。また、こういった情勢に呼応するかのように、住民が抱えるさまざまな見えにくい困難問題も顕在化してきています。

このような問題を解決するためには、様々な課題を「我が事」としてとらえることができる地域づくりを実現することにあります。第２期においても、その基本理念を踏襲し、地域共生社会の実現に向け施策を展開していきます。

つながり・安心・希望が続く一人ひとりが輝く町

２．基本目標

地域福祉の推進にあたっては、地域にある様々な社会資源を活用し、つなぎ（ネットワーク）、足りないものを共に考え、築いていく必要があります。本計画では、以下の４つを基本目標として地域共生社会の実現に向けて各種施策を推進していきます。

基本目標Ⅰ　ポストコロナの創郷力を育む町づくり

新型コロナウイルス感染症の拡大により、人と人との接触機会が減少し、それが長期化することで、社会において内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化してきました。一方で、多くの者が「人と実際に会うことの大切さがあらためてわかった」と実感されています。人と人との交流が制限されていた分、その大切さが実感されたと考えられます。ポストコロナの時代における新たな「つながり・支え合い」を創出し、人々がつながりをもちながら安心して生活を送ることのできる地域共生社会を実現することが求められます。

「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた取組は、様々な課題を「我が事」としてとらえることができる地域づくりを実現することにあります。

そのため、福祉活動を担う社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ＮＰＯ法人、団体等の活動を支援するとともに、地域住民が福祉活動に参加しやすい環境づくりを推進することで、互いに助け合い支え合う地域福祉の推進を図ります。

基本目標Ⅱ 優しさあふれる健康と福祉の町づくり

障がい者や高齢者をはじめ、すべての人の多様な生活ニーズに対応した支援やサービス等が利用でき、地域で誰もが安心して暮らし続けられることをめざします。

そのためには、要支援者が必要とする福祉サービス・支援を拡充かつ利用し易いようにするとともに、個々の権利を守る制度の普及と充実を図ります。また、地域の中で互助・共助の取組を育むことができるよう、誰もがいつでも気軽に立ち寄れるような交流の場を設置します。

基本目標Ⅲ 安全・安心して生活できる町づくり

生活習慣病は予防が可能であり、発症と重症化を抑制することによって健康寿命の延伸を図り、多くの町民が元気で健やかに暮らせることをめざします。

そのため、支援を行う事業の充実、保健・医療・福祉の関係機関の連携体制を強化するとともに、住民が気軽に相談できる相談体制の拡充、相談機能の強化を図り、利用者が必要とするサービスにアクセスできるよう分りやすい情報提供に努めます。

また、住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、防災体制の整備拡充に努めるとともに、すべての人が地域に愛着を感じられるよう生活しやすい環境整備に努めます。

基本目標Ⅳ 地域共生社会の実現に向けたまちづくり

地域共生社会の実現に向けた取組は、「縦割り」を超えた相談支援体制、「支え手」と「受け手」が固定しない社会や制度づくり、「他人事」であった様々な課題を「我が事」として捉えることができる地域づくりをめざします。

そのため、地域住民の力と高齢、障がい、子育て、地域福祉といった社会福祉の様々な担い手・専門職の取組、保健・医療・教育などの分野も含めた多職種の連携、さらには様々なまちづくり分野の関係者との協働、そして行政も含めた公的な支援体制の力を結集して実現できるよう努めます。

基本目標Ⅴ 成年後見制度の利用促進

高齢や障がいによって判断能力が低下したとしても、住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるよう、自己決定権の尊重を基本理念とした成年後見制度の利用を促進することにより、本人らしい生活が継続できる地域づくりを目指します。

当町では、令和４年３月に(第１期)「金山町成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、施策を展開してきましたが、令和５年度を以って計画期間が満了することから、「第２期金山町地域福祉計画」を策定し、第２期地域福祉計画に組み込むこととします。

３．重点施策

本計画では、以下の３つの重点施策を設けて、地域共生社会の実現に向けた各種施策を展開していきます。

重点施策１ 地域活動の推進

地域における課題は、高齢者・障がい者・子育て家庭・ひとり親家庭・孤立など個々の状況により複雑・多様化しています。これらの課題の解決に向け、より身近な行政区等の活動を中心に、ボランティア活動の促進、社会福祉協議会活動の推進、町民が共に支え合う仕組みづくりを目指していきます。

重点施策２ 雪対策の推進

当町と「雪問題」は切っても切れない関係にあり、雪対策は災害対策の一つという認識のもと、対策を明確に位置づける必要があります。少子高齢化が進展する当町において高齢者世帯が多い現状から、現在行っている雪対策に加えて地域の支え合いによる新たな仕組みづくりを目指していきます。

重点施策３ 安全・安心な地域づくり

令和６年元日に発生した能登半島地震は、石川県内で最大震度７が観測され、甚大な人的被害及び住宅被害等が報告され、復旧には長い時間を要する見込みとなっています。災害等の悲惨さを目の当たりにし、地域の絆の大切さが再認識され、重視する意識が高まる中、日常からの顔の見える関係づくりが必要となっています。当町においても、いざというときに備え、災害時要支援者の支援体制づくりを早急に進めていきます。

４．施策体系

基本理念

つながり・安心・希望が続く一人ひとりが輝く町

基本目標	区　分	取　組
基本目標　Ⅰ ポストコロナの創郷力を育む町づくり	１．ポストコロナの地域福祉の推進	（１）町民の地域福祉意識の醸成 （２）デジタル化の推進
	２．地域福祉への住民理解	（１）生涯を通じた福祉教育の推進 （２）あいさつ運動の推奨
	３．地域福祉の担い手の育成	（１）活動主体の発掘・育成 （２）各種団体の連携体制の強化
	４．地域活動の推進	（１）ボランティア活動の促進 （２）社会福祉協議会活動の推進 （３）町民が共に支え合う仕組みづくり
基本目標　Ⅱ 優しさあふれる健康と福祉の町づくり	１．虐待防止、社会復帰支援の推進	（１）虐待防止の推進と虐待への対応 （２）社会復帰支援の推進
	２．福祉サービス・支援の強化	（１）「みんな笑顔で健康長寿」の推進 （２）子育てへの支援 （３）高齢者への支援 （４）障がい者(児)への支援
	３．住民の交流の場の充実	（１）地域交流の拠点づくり （２）世代間交流の促進 （３）地域住民等が集う拠点の整備や施設の活用
基本目標　Ⅲ 安全・安心して生活できる町づくり	１．安心して暮らせる生活環境の整備	（１）見守り活動の推進 （２）医療体制の充実 （３）福祉のまちづくり推進
	２．何でも相談・支援できる体制づくり	（１）相談窓口の充実 （２）生活課題を有する住民への相談支援体制
	３．安全・安心な地域づくり	（１）災害時・緊急時に機能できる仕組みづくり （２）災害時ボランティア活動の強化

基本目標	区　分	取　組
基本目標　Ⅲ **安全・安心して生活できる町づくり** （続き）	４．地域への愛着を育む	（１）利用しやすい公共交通の整備 （２）日常生活の利便性の確保
	５．居住環境の充実	
	６．雪対策の推進	
基本目標　Ⅳ **地域共生社会の実現に向けたまちづくり**	１．制度の狭間問題への対応	
	２．分野横断的な自立支援の推進	（１）生活困窮者の自立支援 （２）高齢者・障がい者等の住みなれた地域での生活の支援 （３）就労に困難を抱える住民への自立支援
	３．誰もが自ら命を絶つことのない社会の実現	（１）自殺の実態を明らかにし、実態に応じた対応策の構築 （２）自分で気づく、周りで気づき見守る人材の育成 （３）町民への啓発・周知 （４）命を支える多様な取組の実施 （５）関係機関の機能や連携の強化
基本目標　Ⅴ **成年後見制度の利用促進** （成年後見制度利用促進基本計画）	１．成年後見制度利用促進計画策定にあたって ２．成年後見制度を取り巻く現状と課題 ３．成年後見制度利用促進にあたっての基本的方針及び目標 ４．成年後見制度を促進するための事業	※今期より地域福祉計画に組込

第４章

地域福祉の施策展開

第４章 地域福祉の施策展開

これからの地域福祉計画の施策については、前期の評価のもと、情勢の変化や各種計画の改定等を踏まえた前章の施策体系に基づき展開していきます。

また、「自助・互助、共助、公助」という地域包括ケア推進の概念から、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するというのが当町の考え方であり、障がい者の地域生活への移行や、困難を抱える地域の子どもや子育て家庭に対する支援等にも応用可能な概念となります。

それらを踏まえ、各種施策の立案においては「町民の取組」「地域の取組（社協・事業者・団体等）」「行政の取組」という区分で記載し、さらに「行政等の具体的施策」も記載することとしました。

■地域包括ケアシステムの構築における自助・互助、共助、公助の考え方

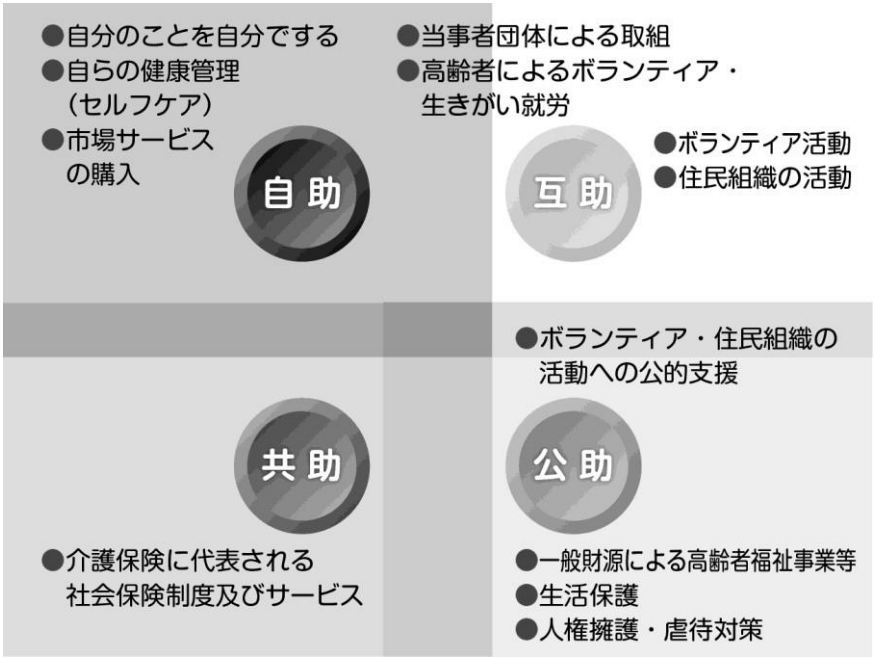

基本目標Ⅰ　ポストコロナの創郷力を育む町づくり

1．ポストコロナの地域福祉の推進

現状と課題

コロナ禍により、社会的な行動が制限され、保健・医療・福祉サービスの提供にも制約が生じたほか、当町の地域福祉施策においても多大な影響を及ぼしました。ワクチン接種等の感染防止対策もあり、令和５年５月には新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行されてからは、少しずつ日常が取り戻されつつあります。

コロナ禍にあっても、支障なく地域活動や各種団体の活動を積極的に取り組んできた方々もいます。すべての人が積極的に社会参加し、互いに人格と個性を尊重して支え合う「地域共生社会」の実現には、事業者や町民の幅広い理解のもとで、環境整備に係る取組を含め、地域住民や多様な主体が自らのこととして考え、参画することが重要です。

地域福祉は「すべての人が福祉の担い手であり、同時に受け手でもある」と言われています。町民一人ひとりが地域福祉の主役となり、身近なところから地域を住み良くしていくことが大切です。

コロナ禍において後退を余儀なくされた地域での交流や助け合い、地域活動を回復するため、町民の地域福祉(地域福祉計画)に対する地域福祉意識の醸成を図ります。

今後の取組

取組１　町民の地域福祉意識の醸成

町民の取組	○ 様々な機会において、お互いに協力し助け合い支え合う、福祉の意識を醸成します。 ○ 地域での出来事に日頃から関心を持つように心がけます。 ○ 隣近所と誘い合いながら、地域交流の場や活動へ積極的に参加します。
地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ 行政区、コミュニティ、社会福祉協議会などの活動に関する情報を広く提供し、理解を深めます。 ○ 伝統行事や祭りにおける交流を活発化して、郷土愛を育みます。 ○ 地域活動および地域福祉活動への参加や、各種団体への入会を広く呼びかけます。
行政の取組	○ 世代や性別、障がいの有無、国籍や文化の違う人々の交流機会を提供し、共生社会の実現に向けて相互理解を深めるよう努めます。 ○ 高齢者や障がい者への理解を促進するための講演会や講座を開催します。 ○ 地域福祉の重要性を、広報活動等を通じ啓発します。

新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、経済・社会のあらゆる分野で非対面・非接触を可能とするデジタル技術の導入が加速してきています。

地方自治体においても「デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）」が強く意識されるようになっています。地方自治体は、①少子高齢化の進行、②住民ニーズの多様化といった課題に加え、③新型コロナ禍後への対応という側面からも、デジタルシフトが喫緊の課題とされています。しかし、デジタル技術やデータはあくまでもツールでしかなく、そもそもは様々な課題を把握して解決に向けて取り組み、よりよい仕事やよりよい社会に繋げていこうという一人一人の意識改革が重要であり、業務や組織、プロセス、文化・風土などを抜本的に改革しようとするＤＸの機運が高まっています。

取組２ デジタル化の推進

町民の取組	○ ＤＸ推進事業を理解し、協力していきます。
地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ ＤＸ推進事業を理解し、協力していきます。
行政の取組	○ ＤＸ推進事業を令和５年度から３年間、推進・強化期間として取り組んでいきます。
主な取組・事業	● ＤＸ推進事業について ＤＸとは単にデジタル機器を使用することではなく、デジタル技術を使った変革を意味します。今やスマートフォンやインターネットなどのデジタル技術は、電気や水道を使うように、生活にとって不可欠なものとなり、例えば、ネット通販やキャッシュレス決済により、新しい買い物の手段が生み出され、行政でもコロナを機にマイナンバーカードを使用したサービスが増えました。 町民の生活がデジタルによってより便利になることを目指すことが町の目指すＤＸです。事業のアドバイザーとして、ゲーム会社のセガと電通の連携会社であるセガＸＤとの協力により推進します。 ゲームを楽しむように、自然とこの変化を受け入れられるような仕組みづくりを共に進めます。 大きな柱を二つ設定し推進します。 ① 役場のＤＸ ワンストップ窓口やペーパーレス化に加え、今後全体の人口減少と比例し、職員数が減少していく見込みから、国では役場の事務の効率化でＤＸを進めることを大前提としており、業務改善で生まれた時間の余白を町民としっかり向き合う対面サービスを充実して行きます。すでに令和５年度から事務の効率化に取り組んでおり、一例としては、業務にチャットツールを導入しました。

主な取組 ・事業	これまでは紙の資料を職員が持ち回りで決済を進め、一つの報告に時間を要する方法でしたが、これにより、これまで一日から数日かかっていた一つの報告が、大幅な時間の短縮共有スキームへ改善し、その気軽さから、職員間のやりとりも活発化している状況です。こういった業務改善の効果は１，０００万円相当の労力に値すると試算しています。今後も電子決済等の取組を進め、限られた時間を町民と向き合う時間に変えていく方針です。 ②生活のＤＸ 産業、教育、福祉や高齢者の支援を含め、生活の中にデジタル技術が融合し、便利になるという姿を目指します。各分野の状況をヒアリングし、来年度から複数年計画で、現在検討を進めています。商工業では、キャッシュレス決済の支援や、教育分野ではまずは教員の働き方の支援、スクールバスを予約システム。産業分野においては、それぞれの規模に応じたご提案があり、随時関係各所と「より便利により元気に」を目指し取り組んでいきます。 生活のＤＸとして計画しているものとして、防災情報アプリを搭載した全戸へのタブレット配布事業があります。大蔵村で実施している事業です。この事業のメリットとして、瞬時に情報を届けることに加え、同じ機器を各家庭に配布することで、デジタルで情報を受け取る基盤ができるということがあります。災害時の迅速で正確な情報共有は、不安や二次被害を減らします。また、携帯との連携もでき、平常時は役場からのお知らせを配信し、地区回覧の負担軽減につながります。その他に町のホームページと連携し、オンラインでの予約や申請のサービスも徐々に拡充する予定です。タブレットは高齢者が使えないという声もありますが、使えるようになることで生活がより便利になる時代です。インターネット環境がない方への支援はもちろん、特に高齢者の方についてはタブレットを配布する前段階から少しずつ実物に触れる機会を作ったり、きめ細やかな対応を予定しています。地区内でのお知らせとしても活用いただけるようにし、地域内でのサポート体制にも繋げていきます。 町が目指すＤＸは、難しいことを無理に受け入れさせることではなく、便利になったと感じてもらえるサービスをめざします。

２．地域福祉への住民理解

現状と課題

少子高齢化の進行やコロナ禍等社会情勢の変化により、福祉の必要性が高まっている一方で、福祉への関心は十分ではないため、地域福祉についての周知・啓発に取り組むとともに、福祉活動のきっかけづくりを行い、思いやりの心を育む必要があります。

今後の取組

取組１ 生涯を通じた福祉教育の推進

町民の取組	○ 家庭において福祉教育に取り組みます。 ○ 日頃から様々なことに関心を持ち、積極的に福祉教育講座などに参加します。
地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ 将来の担い手として期待される若年層や、これまで福祉に関心が低かった人々に対して、学校や地域において福祉教育を推進するとともに、様々な交流を通じて、地域での助け合い・支え合いの意識を育みます。 ○ 児童・生徒に対し、地域での活動に参加する意識の醸成を図り、地域での様々な困りごとや一人ひとりが担うことができる役割を考える機会を提供するなど、自身が担い手になり得ることの気づきを得られるよう努めます。
行政の取組	○ 学校教育を通しての福祉教育を推進します。 ○ 生涯学習の場などを活用し、あらゆる機会を通じて福祉教育を推進します。 ○ 子どもから大人まで幅広く地域ぐるみで活動に関わることや、ライフステージに沿った福祉教育を展開することにより、多世代の福祉意識の醸成を図り、地域福祉活動や地域で行われている各種行事の支援に努めます。 ○ 特別な配慮を要する児童・生徒に対するインクルーシブ教育や郷土への愛着教育を推進します。

取組３ あいさつ運動の推奨

町民の取組	○ 家庭内でのあいさつに努めます。 ○ 地域に住む誰もが参加できる「あいさつ運動」や「声かけ」などを実施し、住み良い地域づくりの担い手として地域の活動に参加します。 ○ 積極的にあいさつをし、日頃から隣近所との付き合いを大切にするよう心がけます。
地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ 福祉機関や団体と連携してあいさつ運動を推進します。 ○ 地域内で積極的にあいさつができる環境づくりに努めます。
行政の取組	○ 家庭内、学校内、会社内、ご近所等、広くあいさつ運動が展開できるように啓発に努めます。

３．地域福祉の担い手の育成

現状と課題

これまで家庭や地域社会によって解決されていた多くの課題は、社会情勢の変化等により問題解決力が弱まっています。さらにコロナ禍により、人と人との接触機会が減少し、それが長期化することで、人と人とのつながりも弱体化してきています。

少子高齢化によりマンパワーが不足し、地域活動を担う余裕のある人が少なくなっているとともに、コロナ禍の影響で地区の行事や活動にかなり影響出てきており、冠婚葬祭なども含めて、かなり簡素化された今、後継続できるのか不安視する意見も聞かれます。

公的なサービスを充実させるとともに、改めて家族や地域社会の結束力を強める重要性と、ボランティアやＮＰＯといった新しい形の支え合い助け合いが必要です。

地域包括ケアシステムの考え方を深化・推進し、様々な生活課題の解決のためには、町民一人ひとりが自立のための努力「自助」を果たしつつ、地域住民、住民組織や関係団体等が支え合い助け合う「共助」、そして行政が「自助」、「共助」を支援し、保障するといった環境整備を行うとともに、これらの連携を強化し必要に応じて適切な公的サービス「公助」を提供する必要があります。

そのためには、福祉活動の必要性を周知し新たな担い手を確保していくとともに、活動の中核となるリーダーを育成していくことが喫緊の課題です。地域福祉を担う人材育成については、今後も地域の人々に参加を促しながら、地道に推進していく必要があります。

今後の取組

取組１　活動主体の発掘・育成

町民の取組	○ 地域の一員として自分のできる範囲内で地域活動に参加します。 ○ 活動に積極的に参加することで、中心的な役割を担うキーパーソンの取組を理解し支えます。
地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ 定年退職した人や子育てが一段落した人など、今まで培った経験を活かせるよう福祉活動への参加促進を図ります。 ○ 他の地域や様々な団体が交流し、情報交換や連携できるよう支援します。 ○ 各種地域活動の継続と充実を図ります。
行政の取組	○ 活動の担い手を育成する講座や研修の充実に努めます。 ○ 社会福祉協議会と連携を強化しながら地域福祉活動を推進します。 ○ ＮＰＯや町民主体の活動ための情報提供に努めます。
主な取組・事業	● 生活支援体制整備事業(健康福祉課、社会福祉協議会) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動と協議体の運営を、行政や地域包括支援センター等と協働しながら、これまで取り組んできた地域福祉活動を充実、担い手を組む社会資源の発掘、新たな活動の推進を図ります。

取組２ 各種団体の連携体制の強化

町民の取組	○ 地域内各種団体の活動内容や必要性の把握に努めます。 ○ 地域活動を行う団体や組織とのつながりを深めます。 ○ 自分が活動している団体以外の取組についても情報を把握するよう努めます。
地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ 地域各種団体と事業者との連携支援の強化を継続的に実施します。 ○ 地域各種団体と連携を図り、地域内の情報収集に努めます。 ○ 子どもと高齢者等が同時に交流できるような行事を行います。
行政の取組	○ 各種サービスを複合的に組み合わせ、総合的・横断的な支援が行えるような仕組みを検討します。 ○ 地域各種団体連絡会議の開催支援及び問題解決に向けた事業協力及び体制づくりに努めます。
主な取組・事業	● 生活支援体制整備事業（健康福祉課、社会福祉協議会） ● 地域各種団体の活動支援活動（社会福祉協議会）

４．地域活動の推進

現状と課題

地域における課題は、高齢者・障がい者・子育て家庭・ひとり親家庭・孤立など個々の状況により複雑・多様化しています。これらの課題の解決に向け、より身近な行政区等の活動が非常に重要な位置づけになります。

コロナ禍により、中止や停止を余儀なくされた地域活動やボランティア活動も少なくありません。活動を推進するために、今後さらに、地域活動の中心となる人材育成や、地域活動の担い手不足の解消に向け支援する必要があります。

コロナ禍にあっても活動を停滞させない団体は、リーダーや参加者間による参加の声がけが活発に行われているところのようであり、日頃のコミュニケーションが重要です。

地域住民や民間による社会福祉活動や有償ボランティアの取組も出てきています。こういった取組を通じて、地域福祉課題の解決につなげる視点も重要です。

今後の取組

取組１ ボランティア活動の促進

町民の取組	○ ボランティア活動に参加する気持ちを大切にします。 ○ 趣味や特技、経験を活かして、ボランティア活動に参加します。 ○ 社会福祉協議会やその他の団体等で開催されているボランティア講座等に積極的に参加します。

地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ 学校教育との連携により、子どもたちのボランティア活動の活性化を支援します。 ○ 地域行事等を通じて、ボランティア活動へ参加しやすいきっかけづくりを進めます。
行政の取組	○ 地域活動やボランティア、ＮＰＯ等の活動に対する関心を高め理解を深めるよう広報啓発に努めます。 ○ ボランティア、ＮＰＯ等の継続的、かつ安定した活動を促すため、運営に関する相談に応じ、その活動を支援します。 ○ ボランティア、ＮＰＯ等に関する情報を充実し、町民が活動に参加する機会の確保に努めます。
主な取組・事業	● 「見守り型・配食サービス事業」支援（社会福祉協議会） ● 「地域除排雪ボランティア」活動支援（　〃　） ● ボランティア活動保険の加入及び全額負担（　〃　） ● 高校生等除雪ボランティア（　〃　）

取組２ 社会福祉協議会活動の推進

町民の取組	○ できる範囲で、主体的に地域の活動に参加します。 ○ お互い誘い合い、参加機運を高めます。
地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ 地域で活動する団体等の意見を集約し町に必要な提案をします。 ○ 交流事業の充実を図ります。 ○ サロンの開設や運営の支援、関係者研修会を実施します。
行政の取組	○ 社会福祉協議会の活動等の支援及び活動内容の周知や住民参加協力の啓発に努めます。 ○ 活動への参画を広く呼び掛けるためのＰＲの充実を図ります。
主な取組・事業	● 金山ミニサロン（社会福祉協議会） ● 「ふれあい・いきいきサロン」活動支援（健康福祉課）

取組３ 町民が共に支え合う仕組みづくり

町民の取組	○ 日頃から地区や近隣とのコミュニケーションを図ります。 ○ 地域で見守り・支え合いの取組の一員となるよう努めます。 ○ 近所の方々と良好な関係づくりを目指します。
地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ 日頃から地区や近隣とのコミュニケーションを図ります。 ○ 住民の地域福祉活動に協力します。 ○ 行政や関係機関と連携して地域福祉推進体制の構築に努めます。 ○ 新たな地域福祉活動の立ち上げや支援者になるよう検討します。

行政の取組	○ 多様な主体による見守り活動を支援します。 ○ 地域で見守り・支え合いのネットワークづくりを支援します。 ○ 町民との協働による地域づくり支援事業による補助金により支援します。 ○ 民間による社会福祉活動や有償ボランティアを支援・推進します。
主な取組 ・事業	● 生活支援体制整備事業（健康福祉課） ● 地域づくり支援事業による補助金（社会福祉協議会） ● 地区交付金（総務課） ● 民間による社会福祉活動「ファミマこども食堂」 「地域との交流」と「楽しく食事が出来る場所の提供」、「夏の思い出づくり」を目的として、２０１９年から全国展開を開始している「ファミマこども食堂」がファミリーマート金山店で開催され、町内から７名の子ども達が参加しました。開店してから２５年間、地域に選ばれ、愛される店である事から金山店が選ばれ、東北初の開催が実現しました。（令和５年８月） ● 有償ボランティア「はちまきくらぶ」

基本目標Ⅱ　優しさあふれる健康と福祉の町づくり

１．虐待防止、社会復帰支援の推進

現状と課題

「地域共生社会の実現」への取組に関しては、深刻な社会問題となっている児童虐待や高齢者、障がいのある方への虐待の防止のため、早期対応、総合的な対応が必要となり、高齢者や子ども、障がいのある方に対する統一的な対応をとるために関係機関と協議しながら必要な対策を講ずるとともに、家庭内で虐待を行った方を加害者としてだけでなく介護者・養育者として捉え、その要因を探り解決できるよう支援していきます。さらに、権利擁護支援のための地域連携ネットワーク及びその中核となる機関の整備に関しては、後見等の担い手の確保や町職員等の資質の向上など、県からの必要な助言その他の援助を求めていきます。

「再犯の防止等の推進に関する法律」の成立を踏まえ、高齢者または障がいのある方をはじめ、地域生活を送る上で支援を必要とする地域住民に必要な保健医療、福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などを適切に提供することが必要となります。地域生活を可能とする施策を総合的に推進するための方策や体制を整備し、地域福祉と一体的に展開することが必要です。

今後の取組

取組１　虐待防止の推進と虐待への対応

町民の取組	○　子どもや高齢者、障がいのある方に対する虐待問題についての理解を深めます。 ○　一人ひとりが人権尊重の意識を醸成し、誰に対しても思いやりを持って接するようにします。 ○　隣近所に気にかかる人がいたら、互いに協力しながら、見守りを心がけます。 ○　虐待などが見受けられる場合は、関係機関へ速やかに相談・通報します。

地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ 地域での集まりや地域活動、行事のなかで、高齢者や子ども、障がいのある方に対する虐待がないか、情報共有を図ります。 ○ 高齢者や子ども、障がいのある方に対する虐待を防止するため、地域において民生委員・児童委員をはじめとする相談活動に携わる人たちと近隣者が協力しながら、声かけや見守りを進めます。 ○ 地域で人権を侵害するような状況を発見した際は、関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応します。
行政の取組	○ 虐待問題に対応する相談や通告窓口の周知と機能充実に努めます。 ○ 高齢者や子ども、障がいのある方に対する虐待問題について学ぶ機会の充実に努めます。 ○ 虐待防止に関する情報提供や啓発に努め、早期発見、発生予防に取り組みます。 ○ 関係機関と連携しながら、高齢者や子ども、障がいのある方の虐待防止に向けた取組を強化します。 ○ 地域からの虐待に関する通告に対し、迅速に対応できる体制づくりとともに、きめ細かいケアや支援の更なる充実を図ります。 ○ 研修会やサロンなど、それぞれの情報交換や相談を可能とする仲間づくりの場を設け、介護者・養育者の孤立防止に努めます。 ○ 幅広い関係者によるネットワークを活かした見守りや支援体制の構築に努めます。 ○ 虐待への対応と権利擁護、認知症や虐待に関する町民への啓発、虐待防止に関する民生委員・児童委員の情報交換と研修を推進します。
主な取組・事業	● 要保護児童対策協議会、子ども家庭センター ● 地域包括支援センターによる相談支援 ◎地域包括支援センター 地域包括支援センターは、高齢になっても住み慣れた町で安心して暮らし続けられるように、医療・介護・保健・福祉・生活支援や住まい等の相談に対応する総合窓口です。スタッフは主任介護支援専門員や保健師等の専門職を中心に構成されています。 【主な業務】 ・総合相談 高齢者、その家族から介護に関する心配ごとや悩み、健康や医療、福祉や生活に関する相談、認知症等の相談に応じます。 ・介護予防ケアマネジメント ・権利擁護 ・包括的・継続的ケアマネジメント ● 福祉サービス利用援助事業(社会福祉協議会) 認知症高齢者や障がい者など、判断能力に不安のある方に対する金銭管理等による自立支援事業。

主な取組 ・事業	● 生活指導員の日頃の見守り、生活面での相談(社会福祉協議会) ● 民生委員・児童委員や人権擁護委員による相談や見守り ◎民生委員・児童委員 民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされています。 町には１９名の民生委員・児童委員がいて活動をしています。 【主な活動】 ・訪問活動(担当地域のお宅を訪ねて、安全安心な生活の確認) ・相談活動(住民からの相談に応じ、行政等につなぐ) ・サロン活動(「いきいきサロン」等仲間をづくりに協力) ・災害対策(「災害時要支援者避難支援台帳」の登録の支援) ・定例会(民生委員・児童委員協議会で、地域問題を情報共有) ◎人権擁護委員 町には３人の人権擁護委員がいて、活動しています。 【主な活動】 ・相談活動(住民からの相談に応じ、行政等につなぐ) ・人権の花運動(小中学校にて、花植えを通して人権の啓発を行う)

取組２ 社会復帰支援の推進

町民の取組	○ 自分のできることを協力します。 ○ 行政サービス、福祉サービス等の知識を深めます。
地域の取組 （社協・事業者・団体等）	○ 行政サービス、福祉サービスで対応できない部分の地域生活を支援します。 ○ 各種団体と連携し、地域の情報収集に努めます。 ○ 行政への情報提供や相談窓口につなげます。
行政の取組	○ 保護司会、更生保護女性会等と連携し、社会復帰に向けた取組と再犯防止に向けた取組の支援を行います。 ○ 日常生活の相談・支援・交流活動等を行うことにより、要援護者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ります。 ○ 生活施設・作業所等の充実、在宅サービスの基盤整備、就労への支援、生きがいの場づくり、相談システムづくりなど、具体的な検討を推進します。
主な取組 ・事業	● 社会を明るくする運動 ● 保護司の活動 保護司は、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないよう、その立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。法務大臣からの委嘱を受け町内では５名が保護司として活動しています。

２．福祉サービス・支援の強化

現状と課題

地域社会の福祉ニーズの高まりを背景に、公的福祉サービスの制度の充実が図られてきました。これらの公的福祉サービスを町民が効果的に利用するためには、それぞれの課題に応じた多様なサービスの提供やわかりやすい情報発信、相談体制の充実が必要です。今後はよりわかりやすいサービスの提供や相談の仕組みづくりを推進するとともに、福祉サービス提供の要となる社会福祉協議会の基盤強化が求められます。さらに、各種福祉サービスの利用に先立ち、自助の観点から健康づくりの取組を全世代にわたって推進し、生き生きと自分らしい生活ができるようにすることが最も重要とされます。

また、「地域共生社会の実現」への取組に関しては、共働き世帯の増加や高齢者の増加によって子育てや介護の支援がこれまで以上に必要となるため、高齢者介護・障害福祉分野で推進している「地域包括ケアシステム」の取組を、子育て支援・生活困窮等の様々な分野に有効活用していく方向で包括的に相談・支援を行います。

今後の取組

取組１　「みんな笑顔で健康長寿」の推進

町民の取組	○ 日頃から「栄養・運動・休養」のバランスのよい生活を送ります。 ○ 「８０２０運動」に取り組んでいきます。 ○ 喫煙と健康についての正しい知識を持ち、受動喫煙をなくします。 ○ 生活習慣病を予防する飲酒量を知り、飲みすぎに注意します。 ○ 健康診断を定期的に受診し、病気の早期発見、早期治療に努めます。また、必要に応じて医療機関を受診します。 ○ 健康づくり・介護予防に取り組むとともに、周囲の人たちにも促していきます。 ○ 予防接種について理解し、適切に受けるようにします。
地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ 健康づくりの情報発信を支援していきます。 ○ 健康に問題の抱える人の相談支援や必要に応じて関係機関へつないでいく取組を推進します。
行政の取組	○ 「かねやま元気プラン２１Vol２」により施策を展開します。 ○ 健康づくりプロジェクト事業に関する取組の周知を図ります。 ○ 病気の発症の予防のための生活習慣が継続できるよう促します。 ○ 健康相談体制整備を図ります。 ○ 出前講座や広報を通じて健康教育を行います。 ○ 健康診査や保健指導を推進し、疾病の予防、重症化予防を行います。 ○ 健康マイレージ事業による動機づけを推進します。

主な取組 ・事業	● かねやま健康ふれあいスポーツクラブ 平成１４年に設立された総合型地域スポーツクラブで、各年齢層で幅広く活動が行われています。 全年齢対象のスポーツ・レクリエーション部門としては、バドミントン、アルペンスキー、フットサル、ノルディックウォーキングがあります。 小学生対象のジュニアクラブとしては、童(わらべ)スポーツクラブがあり、他にスポーツ少年団の活動支援、中学校部活動を補完する活動も行っています。 令和５年度からは、シニア対象の健康運動教室の「月９(げつく)毎週あさ９時半は改善センターに集まろう!」が始まりました。ストレッチで身体をほぐし、筋トレで身体を鍛え、脳トレで頭も活性化できる介護にならないための運動内容となっており、楽しみながらリフレッシュできる場として、高齢者の健康づくり・介護予防にも一役買っています。

取組２ 子ども・子育てへの支援

町民の取組	○ 日頃から、子どもに対しての見守りや声かけを心がけます。 ○ 子ども同士の交流を通じて隣近所との親交を深めるよう努めます。 ○ 子育て中の親同士が知り合える場所、交流できる場所に積極的に参加します。
地域の取組 （社協・事業者・団体等）	○ 地域でできる、子育てを推進します。 ○ 交流の場の提供に努めます。
行政の取組	○ 「新・かねやま子育て応援プラン（子ども・子育て支援事業計画）」において、事業展開を図ります。 ○ 子育て家庭の不安感・負担感を軽減するための様々な取組を推進します。 ○ 放課後児童や障がい児等の居場所づくりを推進します。 ○ 各種事業について、広報誌や民間情報誌、インターネット等を活用し、情報発信の強化を図ります。 ○ 利用したい情報が得やすいよう配慮します。

取組３ 高齢者への支援

町民の取組	○ 日常的に外出することや、人と関わることを健康維持の一つとして実践します。 ○ 緊急の際の連絡先を整理しておきます。 ○ 趣味や生きがいを見つけ、活動の場へ積極的に参加します。 ○ 隣近所の一人暮らし高齢者世帯や認知症高齢者がいる世帯への声かけ、見守りを行います。 ○ 地域包括ケアシステムの取組を実践していきます。
地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ 活動参加へのきっかけづくりに向けた多様な取組を実施します。 ○ 老人クラブの活性化や、地域活動団体との連携を通した、地域におけるつながりづくりの促進を図ります。 ○ 高齢者が気軽に集まれるサロンの充実を図ります。 ○ 地域における声かけ・見守り活動を推進します。
行政の取組	○ 「金山町高齢者保健福祉計画・金山町介護保険事業計画」において事業展開を図ります。 ○ 地域包括ケアシステムの周知を継続して図っていきます。 ○ 地域包括支援センターの機能強化支援に努めます。 ○ 高齢者に関する福祉サービスの周知の充実を図ります。 ○ 社会活動に参加できる環境づくりの推進と啓発を図ります。 ○ 趣味や特技を生かした仲間づくり、サークル活動との連携や既存の取組との連携による、幅広い社会参加を支援します。 ○ 高齢者がいつまでも生き生きと生きがいを持って生活ができるよう、生涯学習の場や機会を確保していきます。 ○ ２０４０年問題を見据えて、介護人材等確保に向けて関係機関とともに取り組んでいきます。
主な取組・事業	● 地域包括ケアシステム 高齢化が急速に進行する中、団塊の世代が７５歳以上となる２０２５年（令和７年）を目前に控え、医療や介護の需要が、増加することが見込まれています。 全国あげて、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。 要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していく必要があります。 認知症高齢者の増加が見込まれ、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要となります。

取組４ 障がい者（児）への支援

町民の取組	○ 必要な障害福祉サービスを積極的に利用します。 ○ 日頃から、提供される障害福祉サービスの情報把握に努めます。 ○ 行政やサービス事業者に対し、サービスについての意見や要望を積極的に伝えます。 ○ 障がい者（児）への理解に努めます。
地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ 公的なサービスでは対応できない日常的な支援は、地域で対応できるように努めます。 ○ サービス事業者は、利用者の意見や要望を聴き、より良いサービスの提供ができるよう支援します。 ○ 関係団体と連携して、障がいのある方に対する理解や関心を深める啓発活動に努めます。
行政の取組	○「金山町障がい者計画」「金山町障がい福祉計画」「金山町障がい児福祉計画」において、事業展開を図ります。 ○ 障がい者（児）への認識や理解を深め、更なるノーマライゼーション意識の向上を目指した啓発活動を推進します。 ○ 障害福祉サービスの充実や就労を支援します。

３．住民の交流の場の充実

現状と課題

社会経済状況やライフスタイル、価値観の変化に伴い、住民同士の交流機会が大きく減少しており、その中で引きこもりがちな高齢者や子育て世帯等、地域から孤立する人々の問題がクローズアップされています。このような中、孤立しがちな人々の見守りや安否確認にもつながるサロン活動や、各種イベント等は住民同士の交流につながる活動として重要性が増しています。そのため、日常的に交流できる場や活動を推進するとともに、イベント等の活動や交流活動の拠点となる施設の確保支援等、住民交流のきっかけづくりが重要な課題となっています。

また、「地域共生社会の実現」への取組に関しては、悩みや困りごとがある地域住民だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所を設置し、地域住民が少しずつ支え合う取組をはじめ、さらに、専門職が関わることで新たな活動が生まれることが期待できる拠点の整備に既存施設等の活用も含めて検討していきます。

今後の取組

取組１　地域交流の拠点づくり

町民の取組	○ 日頃からあいさつや声かけに努め、地域におけるふれあいを積極的に実践します。 ○ 地域で行われる祭りやスポーツ大会、清掃活動等の世代間交流事業に積極的に参加し、地域との関わりを深めます。 ○ 地域でのボランティア活動への参加を心がけ、高齢者や障がいのある方とふれあうことにより、思いやりの気持ちを醸成します。
地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ 地域ニーズや必要性に応じ、地域の場づくりを推進します。 ○ 地域活動の取組を住民に発信し、積極的な参加を促します。 ○ 地域住民の活動拠点施設である集会所などの利用を促し、高齢者や子育て中の人、障がいのある方など、誰でも気軽に集まれる場を提供します。
行政の取組	○ 地域と様々な主体が連携するきっかけをつくるため、意見交換の場、交流の機会を創出します。 ○ 町民との協働による地域づくり支援事業による補助金の利用啓発を促します。
主な取組・事業	● 地域づくり支援事業による補助金（社会福祉協議会） ● 地区交付金（総務課）

取組２　世代間交流の促進

町民の取組	○ 様々な年代の方が集う交流行事に積極的に参加します。 ○ 自分の持つ知識や経験を交流事業に生かします。
地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ 学校は、世代間交流の場や機会の確保に努めます。 ○ 地域の子どもや高齢者に対する声かけを行います。 ○ 地域内の連携や世代間交流を進め、住民が地域で主体的に企画・実施する事業や福祉活動を支援します。
行政の取組	○ 地域で、あらゆる世代が気軽に交流を深め、お互いを理解しながら生活できるよう、交流の促進に努めます。 ○ 交流事業への参加促進のためのＰＲの充実を図ります。 ○ 生涯学習事業等による、交流事業を推進します。
主な取組・事業	● 生涯学習事業(教育委員会)

取組３ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設の活用

町民の取組	○ 外出や住民交流に積極的に参加します。 ○ 良好な近所づきあいを心がけます。
地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ 世代間交流が図られる行事の開催に努めます。 ○ 地域の交流ができる集会所等の利用周知を図ります。 ○ 公民館が有効に活用できるよう検討していきます。
行政の取組	○ 悩みや困りごとがある地域住民だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所づくりを推進します。 ○ 新たな活動が生まれることが期待できる拠点の整備については、既存施設等の活用も含めて検討します。 ○ 誰もが参加しやすい運営のあり方、人材の確保、サロン活動の情報発信や新たなサロンの立ち上げとして、地域資源を活用した支援を図ります。 ○ 子どもたちが放課後等安全・安心に利用できるよう、公園や遊具の点検等を行います。 ○ 中央公民館が有効に活用できるよう検討していきます。
主な取組・事業	● 公民館施設整備費補助事業(教育委員会) ● 地区交付金(総務課)

基本目標Ⅲ　安全・安心して生活できる町づくり

１．安心して暮らせる生活環境の整備

現状と課題

住民の生活課題が複雑・多様化する中、課題の早期発見及び総合的な対応が求められており、地域で安心して暮らすために支援のニーズを的確に把握し、各種サービスの利用など適切な支援につなぎ、継続的な見守りを実施するネットワークシステムの充実を図っています。また、防災時の地域の支え合いも視野に入れたセーフティネットのより一層の整備を図り、安全・安心な生活環境づくりへの取組を進めていく必要があります。

地域において、居場所づくりや活動としての見守りが重要な取組となります。各地域で自分の地域の人たちの見守り活動を行い、それを町全体で取り組めば、支援を必要とする人の見落としは少なくなっていきます。

また、身近な相談窓口として個別アプローチを行い、行政をはじめ関係機関・団体等とのつなぎ役となるコミュニティソーシャルワーカー※１（ＣＳＷ）や地域おこし協力隊、生活支援コーディネーターの重要性が増しており、ＣＳＷや生活支援コーディネーターによる相談支援体制の一層の充実が求められています。

また、「地域共生社会の実現」への取組に関しては、経済的困窮に限らず社会的孤立状態にある方、表面化していない課題も含め複合化した課題を有する方や世帯に対応する相談支援体制の整備に努めます。

※１ コミュニティソーシャルワークとは、イギリスにおいて提案されたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすることを目指すものです。ＣＳＷ（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）は、その担い手となる方々です。

今後の取組

取組１　見守り活動の推進

町民の取組	○ 子どもや子育て世帯、高齢者への見守りに努めます。 ○ 見守りに関する意識を持ち、地域の見守り活動へ積極的に参加します。 ○ 隣近所の異変に気づいたら、直ちに民生委員・児童委員や行政に連絡します。

地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ 登下校時のパトロールなど、子どもを見守るための取組に努めます。 ○ ひとり暮らし高齢者や障がいのある方等に対して、かかりつけ医療機関や緊急連絡先等の情報を共有する取組を進めていきます。 ○ 行政区や民生委員・児童委員を中心とした見守り活動を充実します。 ○ 地域の人の異変に早期に気づき適切な相談窓口へ連絡や紹介をします。
行政の取組	○ 要配慮者の把握や、日常生活から災害時までの支援関係が築けるような仕組みづくりの推進を支援します。 ○ 防犯パトロール車による巡回や、様々な媒体を活用した安全啓発を行うことにより、地域での見守り活動を支援します。 ○ 地域をあげての子どもの見守り活動への協力を得ることで、犯罪の抑止を図るとともに、「地域の子どもは地域で見守る」意識づくりの啓発に努めます。 ○ 見守り協定を締結する、民間事業所の拡大に努めます。
主な取組・事業	①日常的な見守り支援 ● 民生委員・児童委員による支援 ● 「めごたま学童クラブ」（健康福祉課） 小学校の放課後、保護者が就労等の理由で、日中お子さまを見ることができないご家庭を対象に学童クラブで預かっています。 事業内容 ・健全な遊びや社会経験を通して、心身の発達と社会性を養う ・地域文化に親しみ、具体的な労働体験を積み重ねる ・異年齢集団での生活習慣と自主自立の精神を培う ● 町保健師等による要配慮者の訪問等（健康福祉課） ● 放課後子ども教室(教育委員会) ②災害時、緊急時 ● 災害時要支援者避難支援制度（健康福祉課） ● 緊急通報システム（健康福祉課） 一人暮らし高齢者等を対象に日常生活の緊急事態に備えて、火災報知機と押しボタン式の通報装置を設置します。 ③認知症対策 ● 認知症サポーター（健康福祉課） 認知症に関する正しい知識を持ち、地域で認知症の人及びその家族を支援する認知症サポーターを養成しています。 ④民間サービスとの連携等 必要な場合に情報を共有し、支援につなげます。 ● 企業等と山形県との「見守り協定」 山形新聞、山形県ＬＰガス協会、日本郵便、ヤマト運輸、生活協同組合共立社、生活クラブやまがた生活協同組合、山形県ヤクルト協会

取組２ 医療体制の充実

町民の取組	○ かかりつけ医を決めます。 ○ 在宅医療や介護保険制度について知るとともに、自分の住む地域の診療所や病院、事業所などを把握するように努めます。 ○ 在宅ターミナルケアや緩和ケアについて知識を深めます。 ○ 困った時にすぐ相談できるよう、関係機関の連絡簿等を準備します。
地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ 地域の医療機関同士が協力し、役割に応じて連携することにより、切れ目のない医療の提供を目指します。 ○ 保健・医療・福祉のサービス事業者は、情報を共有し、一貫した支援体制を構築するように努めます。
行政の取組	○ 町民が緊急時にも安心して必要な医療が受けられるよう、診療所の医師・看護師等医療スタッフ確保の支援に努めます。 ○ 救急診療や休日診療、休日歯科診療体制の広域整備に努めます。 ○ 感染症の発生時には迅速・的確に拡大防止対策を推進します。 ○ 山形県地域医療構想及び保健医療計画を踏まえた要望活動及び町民への周知に努めます。 ○ 医療介護連携体制を構築します。
主な取組・事業	● 在宅医療・介護連携拠点　@ほーむもがみ 「医療と介護・福祉の連携拠点」を基本指針として掲げている唯一の基幹病院である県立新庄病院が令和５年１０月から開院し、総合患者サポートセンター内に広域的な在宅医療・介護連携拠点が設置されました。主に医療・介護従事者からの相談を受け、医療や介護が必要になった方が地域で安心して暮らせるよう、町の連携拠点と連携しながら切れ目のない事業を進めます。

取組３ 福祉のまちづくり推進

町民の取組	○ ユニバーサルデザインやバリアフリーの理念を理解し、おもいやり駐車場の適正利用等、福祉に関するマナーを守ります。 ○ お互いの立場を尊重し常に相手の立場を考えながら行動します。
地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ 支援が必要な方を手助けできる仕組みづくりを推進します。 ○ 道路の清掃などにより、通行障害の解消を図ります。 ○ 地域の危険箇所の把握に努め行政への情報提供や改善に努めます。
行政の取組	○ 福祉教育や福祉のまちづくり研修を開催し、思いやりの心を育む人材育成に取り組みます。 ○ 誰もが移動しやすい移動手段の確保を検討します。 ○ 道路や公共施設などについて調査・検討を進めユニバーサルデザインやバリアフリーの理念に基づいた整備に努めます。

2．なんでも相談・支援できる体制づくり

取組１ 相談窓口の充実

町民の取組	○ 不安や悩みをひとりで抱え込まず、相談員などへ相談します。 ○ 各種相談窓口を把握し、困ったことがあった場合は有効に活用します。 ○ 困っている人がいたら、民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどへ連絡します。
地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ 解決が難しい相談には、専門機関の紹介などの対応に努めます。 ○ 地域活動団体や福祉施設などでの相談機能を高めます。 ○ 住民に様々な福祉情報を提供し、各種相談窓口の周知と利用を呼びかけます。 ○ 身近な住民同士の支え合い活動に加え、民生委員・児童委員や行政区、地域の福祉施設、行政・社会福祉協議会と連携し、多様化する地域での相談ごとの対応に努めます。
行政の取組	○ 福祉サービスや相談窓口の広報・周知に努め利用促進を図ります。 ○ 担当部署のみで対応できない場合は専門機関等と連携を図ります。 ○ 子ども、子育て世帯、高齢者、障がいのある方などに関する様々な関係機関の連携を強化するとともに、相談窓口の周知に努めます。

取組２ 生活課題を有する地域住民への相談支援体制

町民の取組	○ さりげなく見守るよう努めます。 ○ 相談窓口を把握します。 ○ 困っている状態を窓口に相談します。
地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ 困っている人に行政や専門機関の相談窓口の情報提供を行います。 ○ 各種団体活動等を通して、地域の情報収集に努めます。
行政の取組	○ 相談窓口の周知の徹底に努めます。 ○ 地域住民や関係機関に対して、情報発信を行い、理解と関わりを促進するとともに地域の総合的な支援体制・ネットワーク強化に努めます。 ○ 関係機関と地域課題を共有した上で本人の自立に向けて、居住や就労準備、家計相談支援等を含めた多様な支援サービスを一体的に提供できるよう、社会資源の把握・活性化を促し、必要に応じた相談支援体制の構築に努めます。

３．安全・安心な地域づくり

現状と課題

「金山町地域防災計画」に基づき、町民・行政・社会福祉協議会等が協力し合って、町民の防災意識を高める働きかけをし、日ごろからの地域のつながりづくりを推進します。

また、近年高齢者や子ども、障がいのある方を対象とした悪質な犯罪が増加しており、地域での防犯対策を強化していくことが求められます。今後は、防犯意識を高める啓発活動や、家族や地域の声かけ等により防犯対策を進めることが大切です。

今後の取組

取組１　災害時・緊急時に機能できる仕組みづくり

町民の取組	○ 防犯や防災に対する意識を高めます。 ○ 地域の防犯や防災体制の構築に協力します。 ○ 災害時要支援者に対する、地域の自主防災組織等による取組の周知、個人情報の利用に協力します。 ○ 自主防災組織の活動や防災訓練などに積極的に参加します。 ○ 地域の避難所などを把握します。 ○ 緊急災害情報の収集方法を家族で協議します。
地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ 防犯や防災に対する情報の周知に努めます。 ○ 自主防災組織の結成を促進し活動を支援します。 ○ 地域の避難訓練や救急救命講習等の開催を支援します。 ○ 地域の実情に応じた災害時要支援者支援の取組実施に向けた働きかけを行います。 ○ 地域での危険箇所の点検をし、情報の共有化に努めます。 ○ 民生委員・児童委員、行政区等が連携し、要支援者把握に努めます。 ○ 福祉避難所の体制づくりを町と連携して進めます。
行政の取組	○ 緊急時の情報の入手ができる体制づくりに努めます。 ○ 防災情報アプリを搭載したタブレットの普及や屋外スピーカーの整備に努めます。 ○ 自主防災組織などの地域の活動の育成・支援に努めます。 ○ 警察、消防などと協力し、地域の防犯・防災活動を推進します。 ○ 金山町災害時要支援者避難支援計画等に基づき、要支援者への対策を推進します。
主な取組・事業	● 自主防災組織の活動（町民税務課） ● 災害時要支援者避難支援制度（健康福祉課） ● 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成（健康福祉課） ● 福祉避難所の体制づくりを町と連携して進めます（健康福祉課）

取組２ 災害時ボランティア活動の強化

町民の取組	○ ボランティア活動についての知識や理解を深めます。 ○ できる範囲で、積極的にボランティア活動に参加します。
地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ ボランティア活動情報の周知に努めます。 ○ 災害発生時に、社会福祉協議会を中心に災害ボランティアセンターを立ち上げます。 ○ 災害時に備えて災害ボランティアの育成を進めるとともに、地域防災組織などとの連携強化を図ります。
行政の取組	○ 社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティア情報の整理や共有化に努めます。 ○ 災害ボランティアセンターの設置に必要な庁内の調整を行います。 ○ 町民、ボランティア、社会福祉協議会、行政が一体となった災害対応訓練実施の検討を行います。

４．地域への愛着を育む

現状と課題

当町においても高齢化の進行により、買い物や通院など、自分の力で移動することが困難な人や、ゴミ出しや庭木の剪定など、日常生活上の支援を必要としている人が増加しています。

一方、近隣意識の希薄化や高齢化により、地域活動に参加していきたいと考える人や参加できる人が限られている現状があり、地域のことに関心が薄い人層をどう取り込んでいくのかが課題となります。

地域の環境美化活動等を通じ、地域住民同士の助け合い・支え合いを活性化することで、高齢者や子ども、障がいのある人が、安全に安心して外出や移動ができ、社会活動やレクリエーションなどに積極的に参加できる環境を整備することが必要です。

今後の取組

取組１ 利用しやすい公共交通の整備

町民の取組	○ 「乗り合い」などの工夫をし、高齢者や障がいのある方の移動に協力します。 ○ 気軽に移動の手助けを頼めるような良好な人間関係を構築します。

地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ 地域の助け合いによる移動の仕組みを構築します。 ○ 地域の高齢者や障がいのある方の移送ニーズを把握します。 ○ ＮＰＯ、ボランティア団体、福祉事業者等による移送サービス事業の推進を図ります。
行政の取組	○ 利用要望を加味した、公共交通の整備に努めます。 ○ 障がいのある方や介助が必要な方など、一人で公共交通を利用することが困難な方に対して、介護・福祉タクシーや福祉有償運送などの福祉交通を利用しやすい環境づくりの推進等、福祉交通による支援に努めます。 ○ 高齢者や障がいのある方の移動支援に関する事業の周知に努めます。
主な取組・事業	● 町営バス、デマンドハイヤーの運行による地域交通の確保（町民税務課） ● 人工透析交通費助成事業（健康福祉課） ● 福祉タクシー事業（　〃　） ● 要介護者等移送サービス助成事業（　〃　）

取組２ 日常生活の利便性の確保

町民の取組	○ 隣近所にひとり暮らし高齢者などでお手伝いが必要な人がいたら、買い物や外出の際に声をかけます。 ○ 道路に危険な箇所があれば、町に情報を提供します。
地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ バリアフリーの考え方に基づいて、施設等の改善や整備に努めます。 ○ 有志によるＮＰＯの立ち上げや、支え合いのための有償のコミュニティサービスを検討します。 ○ 周辺の道路にある段差や危険な箇所を点検します。
行政の取組	○ 町内の商工業者と連携し、新たな買い物支援や配食サービス等の方策の検討を推進します。

５．居住環境の充実

現状と課題

生活困窮者、高齢者、障がいのある方、子育て中の家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する方への住まいの確保や生活の安定、自立の促進に向けた取組を関係各課と連携しながら支援することが必要となります。また、移住定住・空き家対策・居住施策を包括的に取り組むことも必要となります。

今後の取組

町民の取組	○ 自分の住まいを適正に管理します。 ○ 空き家の有効活用に協力します。 ○ 移住者・移住希望者への総合的な定着支援に協力します。
地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ 居住に関する制度について、情報提供を行います。 ○ 地域内の情報収集に努め、支援に繋げられるようにします。
行政の取組	○ 居住に関する制度や支援について情報発信します。 ○ 居住に関する相談に応じます。 ○ 高齢者や障がいのある方などの住宅確保要支援者の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援と、空き家や町営住宅、生活支援ハウス等を活用した地域コミュニティの形成などの支援を検討します。 ○ 町内の空き家・空き室・空き店舗などの有効活用により、住宅確保要配慮者への住まい及び居場所の提供を促進します。 ○ 空き家等の利活用の情報の充実に努めます。 ○ 生活支援ハウスの拡充を行います。 ○ リノベーションに対する支援を行っていきます。 ○ 民間業者へのアパート住宅整備を支援します。
主な取組・事業	● 社会資源マップの作成を行い、活用を促します。（健康福祉課） ● 街並み景観助成金（環境整備課） ● 町住宅リフォーム総合支援事業（　〃　） ● 町営住宅利用、相談（　〃　） ● 空き家空き店舗活用支援事業（産業課） ● 生活支援ハウス（健康福祉課、みすぎ荘） 対象者は、原則、６０歳以上ひとり暮らしの方、夫婦のみの世帯及び家族による援助を受けることが困難な方であって、高齢のため独立した生活に不安がある方。事業内容は、みすぎ荘の居住部門における住居の提供と各種相談、助言を行います。

６．雪対策の推進

現状と課題

当町と「雪問題」は切っても切れない関係にあり、雪対策は災害対策の一つという認識のもと、対策を明確に位置付ける必要があります。現在、当町では除雪費支援を実施していますが、年金生活の高齢者世帯等においてはそれだけでは足りないという意見も多く寄せられています。除排雪や雪下ろしのボランティアの取組を行っているものの、供給を大きく上回る需要があるため、なかなか解決できない現状があります。また、冬期間前後の樹木や家屋の雪囲い等についても同様の問題が生じています。

今後の取組

町民の取組	○ 隣近所の除排雪を積極的に行っていきます。 ○ 除排雪や雪下ろし等のボランティアに参加します。 ○ 雪囲い等ができない世帯の手伝いを行っていきます。 ○ 冬期間の助け合いの仕組みづくりに協力します。
地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ 雪下ろしボランティアの人材確保に努めます。 ○ 雪下ろしボランティアが必要な世帯の把握に努めます。 ○ 冬期間の助け合いの仕組みづくりに協力します。
行政の取組	○ 除雪費支援等を行います。 ○ 冬期間の助け合いの仕組みづくりを支援します。 ○ 雪問題に関する相談に応じます。
主な取組・事業	● 「国道・県道・町道除雪実施計画」に基づき、総合的に雪対策を進めます。 道路交通の確保 ／ 流雪溝の整備・活用 ／ 除雪困難者の支援 地域コミュニティ活動の推進 ／ 克雪住宅の推進 ／ 空き家の対策 教育現場の整備 ／ 農耕地の融雪対策 ／ 雪害の事故防止 ● 除雪費支給事業 対象者　住民税が課税されていない世帯、又は均等割りのみ課税されている世帯で ・病弱な一人暮らし高齢者もしくは高齢者夫婦 ・心身障がい者で病弱な方 ・前述と同程度と認められる方 ● 「地域除排雪ボランティア」活動支援（社会福祉協議会） ● 高校生等除雪ボランティア（　〃　）

基本目標Ⅳ　地域共生社会の実現に向けたまちづくり

１．制度の狭間問題への対応

現状と課題

制度の対象とならない課題、基準に合わない課題、一時的な課題、新しく発生した課題など、既存のサービスでは行き届かない課題への対応は、地域福祉で担う分野となります。これらの制度の狭間にある課題は、それぞれの自治体で住民と行政が力を合わせて解決するしかなく、多数存在しています。

若年層や高齢者は総合相談窓口があり、制度の枠組みの中での対応が可能ですが、４０代、５０代は「制度の狭間」にあり、行政での対応が難しくなっているケースも珍しくありません。一方、一層の深刻化が進む児童虐待問題については、いまだ「特別な家庭に起きる問題」との認識も根強く残っており、国においてもこれらの課題に対して必要な法整備をはじめとする取組を進めていますが、十分な体制整備や成果をあげるには至りません。このように、本当に支援を求めている人に必要な支援が行き届いていない現状において、支援の手を差し伸べることのできる福祉施策の実践が急務となっています。

今後の取組

町民の取組	○ 社会参加を心がけ、できるボランティアに参加します。 ○ 他人事とせず、近所のことにも関心を持つよう心がけます。 ○ 見聞きした問題を放置せず、相談窓口に繋げます。
地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ 地域で解決方法を検討します。 ○ 地域での参加協力体制の構築を図ります。 ○ 各種団体等と連携し、情報収集に努めます。
行政の取組	○ 地域の課題を共有する場を設け、課題提起し新たな支援方策を検討していきます。 ○ 社会福祉協議会、行政区、ＮＰＯ、民間事業所、ボランティアなど地域社会における様々な制度、機関・団体の連携・つながりの構築に努めます。 ○ 地域における福祉の担い手の養成に努めます。

２．分野横断的な自立支援事業の推進

取組１ 生活困窮者の自立支援

町民の取組	○ 生活困窮者自立支援制度を理解し、適切に活用します。 ○ 隣近所で生活に困っている人に相談窓口等の情報を提供します。
地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ 生活困窮者の早期発見・支援のための地域ネットワークの強化を図ります。 ○ 地域内において、生活困窮者の把握に努め、助言や見守りを推進します。
行政の取組	○ 生活困窮者自立支援法による相談窓口設置の更なる周知を図ります。 ○ 生活困窮者の把握をし、関係機関と協力し、自立の援助に努めます。 ○ 障がいのある方や認知症の方が活躍できる場や、福祉サービスを組み合わせ、生きがいややりがいを感じながら、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備に努めます。 ○ サービス利用者の支援や生活の質の向上に資するために、高齢、障がい、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供できるよう検討します。
主な取組・事業	● 生活困窮者自立支援制度（健康福祉課） 生活困窮者自立支援制度は、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方へ包括的な支援を行う制度です。 「働きたくても働けない」「住む場所がない」等、生活に困っている方の相談について、相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行っています。 平成２７年度から施行された生活困窮者自立支援制度に伴い、平成２７年４月から「生活自立支援センターもがみ」（新庄市）が発足し、自立に向けた支援を行っていますので、連携して生活困窮者が自立できるよう取り組んでいきます。

取組２ 高齢者・障がい者等の住みなれた地域での生活の支援

町民の取組	○ 町のホームページ、広報紙を閲覧するなど、相談できる窓口の把握に努めます。 ○ 自身の生活の自立にむけて必要な情報を得たり、一人で悩まずに積極的に相談するよう心がけます。
地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ 相談窓口等に関する団体間の情報共有や情報収集に努めます。 ○ 高齢者や障がいのある方への見守りや、地域でできる支え合いに取り組み、自立生活を支援します。
行政の取組	○ 多様な相談窓口や公的サービス（制度）について、その情報提供に努めます。 ○ 住み慣れた地域で自分らしく生活を送り続けることができるよう、福祉サービスの提供とともに、各種の生活援助の実施・充実に取り組みます。 ○ 障がいのある方の地域移行を推進するとともに、地域での自立生活に必要な障害福祉サービスを提供できる基盤を、サービス提供事業者等と連携して整備します。 ○ 生活保護受給に至る前の生活困窮者に対する自立支援策を強化するために、就労その他の自立に関する相談体制を推進します。
主な取組・事業	● 地域包括ケアシステムの推進（健康福祉課、地域包括支援センター） ● 障がい者（児）の地域移行の推進（　〃　） ● 生活困窮者自立支援制度（　〃　）

取組３ 就労に困難を抱える住民への自立支援

現状と課題

生活困窮者、高齢者、障がいのある方、ひとり親家庭等のうち、就労が難しい方には関係機関と協議しながら段階に応じた支援を行っています。

就労困難者が、生きがいや生活に必要な糧を得ることのできる「雇用・就労」を実現できる社会の実現を目指し、地域社会や関係機関等との連携を図りながら、地域の実情に応じた雇用就労支援に関わる多様な事業を展開することが必要となります。

今後の取組

町民の取組	○ できることにチャレンジします。 ○ 必要な情報収集に努めます。 ○ 人との関わりを心がけます。
地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ 各種団体が連携し、情報収集に努めます。 ○ 地域行事を通じて、可能な範囲で役割を依頼します。 ○ 地域内交流を通じ、人とのコミュニケーションを高めます。
行政の取組	○ 相談や啓発活動、雇用機会の創出、多様な働き方の実現に向け、既存事業の活用・充実等各種支援を図ります。 ○ 庁内関係部署と管内就労関係機関、地域の関係団体との連携をより深めるとともに、連携を推進するための体制・組織づくりを図ります。 ○ 町民・求職者・事業者へ向けた情報提供を図ります。
主な取組・事業	● ハローワーク（健康福祉課） ● シルバー人材センター（健康福祉課） ● 障がい者（児）の就労支援（健康福祉課、産業課） ● 生活困窮者自立支援制度（健康福祉課）

３．誰もが自ら命を絶つことのない社会の実現

現状と課題

町の自殺死亡者は、徐々に減少傾向にはあるものの、令和３年には１名が自ら尊い命を絶たれるということとなりました。令和３年調査では、人口１０万人当たりの自殺死亡率は、金山町２０．３、山形県２０．１、全国１６．５となっています。

平成１８年に自殺対策基本法が制定されて以降、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、平成２８年度の法改正により、市町村ごとに自殺対策計画を策定することとなりました。

当町では「みんな笑顔の健康長寿推進条例」をより強く推進するため、平成３１年２月「誰もが自ら命を絶つことのない社会の実現計画」を策定し、種々の施策を推進しています。

生き続ける中で、誰もが陥る困難な状況や、それに伴う心の不安定さを、人や家族が気づくのはもちろんのこと、身近な人や地域の人が気づき、優しく向き合うことで、本人の気持ちの傾聴にたどり着き、心のゆとりを感じてもらうことから、生きることに繋げていく総合的な支援を目指します。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であると言われますが、本人が抱える心の負担を軽減し、「生きていたい」という気持ちを持ち続けられるよう、誰もが大切な一人の人間として存在し続けられるよう、町をあげて自殺対策を推進する体制を整えていく必要があります。

今後の取組

町民の取組	○ 心の安定につながる栄養、運動、休養、睡眠の確保を心がけます。 ○ 相談窓口を把握し、一人で悩まず相談します。 ○ 心の健康づくりについての知識を深めます。 ○ 家族、職場、友人との交流や生きがいづくりに努めます。
地域の取組（社協・事業者・団体等）	○ 地域でのさり気ない見守り、声がけ、傾聴を心がけます。 ○ 交流の場の充実を図ります。 ○ 交流の場への参加を促します。
行政の取組	○ 相談業務の充実や情報提供等により、自殺などの社会的な問題発生の防止に努めます。 ○ 道徳教育を推進し、いのちを大切にする心を育みます。 ○ ＳＯＳの出し方教育を、学校、家庭、地域と連携し推進します。 ○ 悩みを抱えた人が地域の様々な相談機関に的確につながっていけるよう情報提供、連携に努めます。 ○ 心の健康づくりや自殺予防等に関する研修を行い、身近な地域の気づき、つなぎ、見守りを推進します。 ○ 町民向けに相談窓口一覧を掲載したリーフレットを作成し、インターネットでの公開、施設での設置など広く周知を図ります。
主な取組・事業	● 「誰もが自ら命を絶つことのない社会の実現計画」 施策の柱と基本施策 （１）自殺の実態を明らかにし、実態に応じた対応策の構築 ①町民の心の健康についてのアンケートの実施 ②事業所の心の健康づくりアンケート結果への対応 ③地域自殺実態プロファイルの活用 （２）自分で気づく、周りで気づき見守る人材の育成 ④自殺対策を支える人材の育成 （３）町民への啓発・周知 ⑤自分の心の状態や 家族の状態に気づき、適時相談できるための啓発と周知 ⑥児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育、先生のＳＯＳの受け止め方に関する教育 （４）命を支える多様な取組の実施 ⑦生きることの促進要因への支援 （５）関係機関の機能や連携の強化 ⑧庁内におけるネットワークの強化 ⑨庁外におけるネットワークの強化 ⑩関係機関との 連携の強化

基本目標Ⅴ　成年後見制度の利用促進

第２期成年後見制度利用促進基本計画

１．成年後見制度利用促進計画策定にあたって

(1)計画の要旨

平成１２年の民法改正により「老人福祉法」「知的障害者福祉法」「精神保健福祉法」の各福祉法に成年後見制度が盛り込まれ、市町村長による申立権が規定されました。当町では平成２７年より「金山町成年後見制度利用支援事業実施要綱」を制定し、成年後見制度を利用しやすい体制づくりに努めてまいりました。

また、平成２８年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」）が施行され、同法律に基づき、平成２９年に「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国の基本計画」）が閣議決定されました。市町村の役割として、国の基本計画に基づいた市町村基本計画及び成年後見制度の利用促進のための機関の設置等を努めるものと定められました。

令和２年国勢調査では、当町の高齢化率は３７．０％、高齢夫婦のみ世帯と高齢者単独世帯を合わせた世帯が一般世帯数の２０．９％を占め、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加、知的・精神障がい者を抱える親の高齢化等が課題となっています。

これらのことから、当町では、高齢や障がいによって判断能力が低下したとしても、住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるよう、自己決定権の尊重を基本理念とした成年後見制度の利用を促進することにより、本人らしい生活が継続できる地域づくりを目指すため、この計画を策定するものです。

当町では、令和４年３月に(第１期)「金山町成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、施策を展開してきましたが、令和５年度を以って計画期間が満了することから、「第２期金山町地域福祉計画」を策定し、第２期地域福祉計画に組み込むものです。

(2)国の動向について

国の成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成２８年法律第２９号。以下「促進法」という。）第１２条第１項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の基本的な計画として位置付けられます。

市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

国の第１期の基本計画は、平成２９年度から令和３年度までを最初の計画（以下「第一期計画」という。）の期間として、利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下「地域連携ネットワーク」という。）づくり、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備などを進めてきました。そこで、新たな基本計画（以下「第二期計画」という。）を定め、更なる施策の推進 を図ることとします。

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

○ 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
○ 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
- 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
- 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
- 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。

○ 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

今後の施策の目標等

○ 成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
○ 工程表やＫＰＩ（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和６年度に中間検証を実施する。

第二期成年後見制度利用促進基本計画の構成

はじめに
Ⅰ 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標
1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
2 今後の施策の目標等

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策
1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
（１）成年後見制度等の見直しに向けた検討
（２）総合的な権利擁護支援策の充実
2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
（１）本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
（２）適切な後見人等の選任・交代の推進等
（３）不正防止の徹底と利用しやすさの調和
（４）各種手続における後見業務の円滑化
3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
（１）権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
－尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
（２）地域連携ネットワークの機能 －個別支援と制度の運用・監督－
（３）地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
－中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
（４）包括的・多層的な支援体制の構築
4 優先して取り組む事項
（１）任意後見制度の利用促進
（２）担い手の確保・育成等の推進
（３）市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
（４）地方公共団体による行政計画等の策定
（５）都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

厚生労働省資料より

第一期計画の課題と第二期計画における対応について

厚生労働省資料より

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～
○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。
本人に身近な家族等
後見人等
本人
権利擁護支援チーム
福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能
①権利擁護の相談支援、②権利擁護支援チームの形成支援、③権利擁護支援チームの自立支援
家庭裁判所による
「制度の運用・監督」機能
家庭裁判所
専門職団体
中核機関
地域の
相談支援機関
ネットワーク
の関係者
共通理解の促進の視点
市町村
都道府県
機能強化のためのしくみづくりの視点
多様な主体の参画・活躍の視点
13

厚生労働省資料より

(3)成年後見制度について

成年後見制度とは、認知症や知的・精神障がい等で判断能力が不十分な人が、生活をする上で不利益を被らないよう「成年後見人」が本人の代わりに、適切な財産管理や契約行為の支援を行うための制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。「法定後見制度」は、判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度で、判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の３つの制度があります。「任意後見制度」は、十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合、あらかじめ自ら選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。

成年後見制度の枠組み

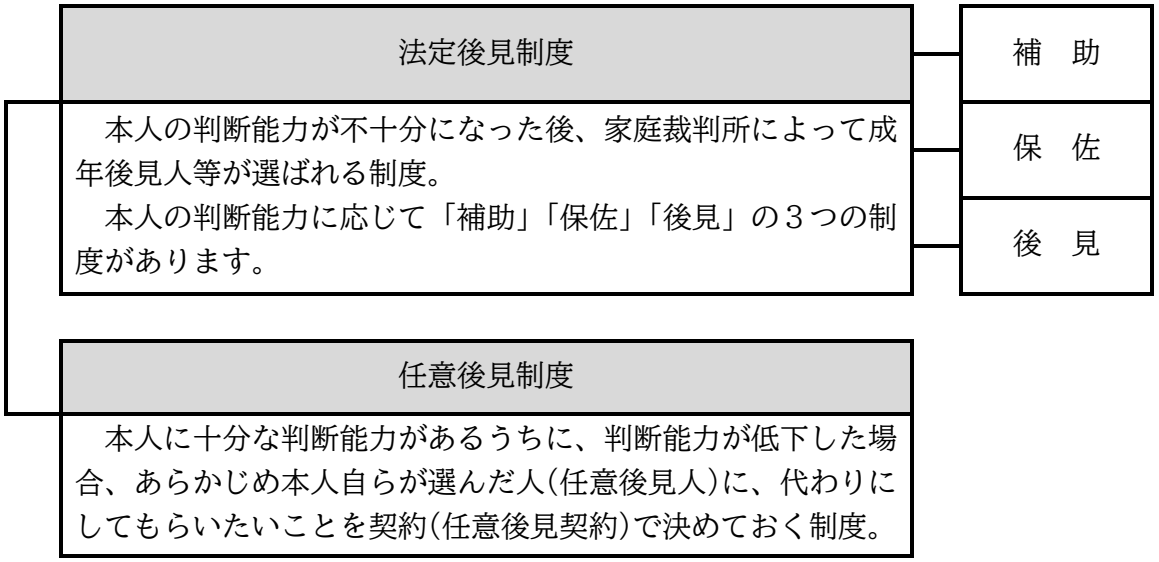

法定後見制度の支援内容

	補　助	保　佐	後　見
対象となる方	判断能力が不十分な状態な人	判断能力が著しく不十分な状態な人	判断能力が欠けているのが通常の状態の人
申立ができる人	本人。配偶者四親等以内の親族=検察官=市町村長等		
同意または取消しが可能な行為(※１)	申立てにより家庭裁判所が定める行為(※２)	○借金、相続の承認等、民法１３条１項記載の行為 ○申立てにより家庭裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
代行可能な行為(※３)	申立てにより家庭裁判所が定める行為	申立てにより家庭裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※１：日常生活に関する行為(日用品の購入等)は除かれます。

※２：民法 13 条 1 項記載の一部行為に限られます。

※３：居住用不動産の処分には家庭裁判の許可が必要です。

○　補助開始の審判、補助人に同意見・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、本人の同意が必要です。

(4)計画の位置づけ

「金山町成年後見制度利用促進基本計画」は、成年後見制度利用促進法第１４条に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものです。

上位計画である「第２期金山町地域福祉計画(令和５年３月策定)」との整合性を確保しするため、第２期成年後見制度利用促進計画については、「第２期金山町地域福祉計画」に組み込むこととします。

(5)計画期間

今回策定する基本計画は、令和６年度から令和１０年度までの５年間とします。

(6)策定体制

金山町地域福祉計画策定委員会において、国の基本指針に基づき、事務局や関係機関の意見を反映させ、計画を策定しました。

２．成年後見制度を取り巻く現状と課題

(1) 金山町の現状

地域福祉計画本編を参照のこと。

(2) 山形県成年後見制度に係る市町村長申立実績(令和４年)

①成年後見制度の利用者数表　（単位:人）

	合計	成年後見	保佐	補助	任意後見
山形県全体	1,731	1,370	289	62	10
内　金山町	2	2	0	0	0

当町の利用者数は、健康福祉課及び地域包括支援センターで相談等を受け、町で把握している数です。

②成年後見人等と本人の関係別件数表　（単位:人）

配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親族	弁護士	司法書士
3	2	10	3	4	44	66
社会福祉士	社会福祉協議会	税理士	精神保健福祉士	市民後見人	その他法人	その他個人
57	47	0	1	3	2	1
					山形県全体合計	242

※関係については複数にまたがる場合があり合計と一致しません。

山形県では、法律専門職の方が成年後見人となる件数が約８割を占めています。

(3)金山町の課題

現在、成年後見人の担い手は法律専門職の方が多いですが、法律専門職の地域ケア会議への参加、情報共有の場や助言を受ける場等、連携する機会が少ないことが課題となっています。

また、身近な親族等から支援を受けている高齢者等も多く、今後任意後見契約が増える傾向にあると考えられるため、関係機関も成年後見制度について知識を深めていく必要があります。

現在、利用していない人の中にも、社会情勢や生活状況により、今後成年後見制度を必要とする方が増えていくと考えられます。

今回の調査については、成年後見制度に関して福祉施設側への周知不足もあり、アンケートによる実態把握では十分な情報収集には至りませんでした。今後福祉施設関係者と研修等を行った上で、共通の認識に立った実態把握調査を実施したいと考えます。

３．成年後見制度利用促進にあたっての基本的方針及び目標

本計画は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人が、成年後見制度を円滑に利用できるように支援を行い、これらの人の権利を尊重して擁護することにより、地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指しています。

(1)基本方針

成年後見制度利用促進法により国が示す基本理念は次の①～③のとおりであり、当町では第１期計画においてこの基本理念に基づき、地域の実情に応じた成年後見制度利用の促進を図り、地域住民に知識を普及し、専門職団体との連携により、安心して住み続けられるよう目指してきました。

第２期計画においても、この基本方針を踏襲し、目標を設定しながら、事業を展開していきます。

①　個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活の保障
②　自己の意思決定支援の重視と自発的意思の尊重
③　財産管理のみならず、適切な身上の保護

(2)施策目標

基本理念及び基本方針に基づき、成年後見制度の利用促進を図るため、次の目標を計画の基本目標とし推進します。

①利用者の気持ちに沿った制度の運用

財産管理のみならず、意思決定支援身上保護も重視した適切な後見人等の選任や利用者の意思決定支援を念頭においた後見人等とのケア検討会の実施を行います。

②地域連携ネットワークの連携強化

本人の意思に沿うために、中核機関を中心とし、被後見人等を含めた地域の関係機関とのネットワークにより、適切に支援できるように連携、協力体制を構築します。

高齢者や障がい者等の虐待防止に取り組む時にも適切な支援につなぐことができるように、家庭裁判所、専門職団体、医療-介護事業者、民生委員・児童委員、金融機関等の連携をより一層深め包括的な支援体制を構築します。一方で不正の防止にも努めていきます。

４．成年後見制度を促進するための事業

(1)相談窓口の明確化と手続き支援

成年後見制度の相談窓口を、金山町健康福祉課とし、中核機関を設置します。中核機関の４つの機能として、①広報、②相談、③制度利用促進(受任者マッチングを含む)、④後見人支援を果たすようにします。

また、事務局を金山町健康福祉課福祉係としますが、地域包括支援センターや法律の専門家等と連携をとり、相談に対応します。

(2)広報及び啓発

誰しもが利用する制度ではありませんが、いつ何時本人、家族、親族等が利用せざるを得ない状況になるかわからないため、広く一般に任意後見制度の周知活動を実施します。

専門的な内容が含まれることから、わかりやすい周知に努めます。

また、個別のケースに対しては、早期の段階から相談、対応ができる体制を整備します。

(3)関係機関との連携強化及び調整

日常的に本人を見知り、本人の状態や状況を継続的に把握し、早期に必要な対応を行うために専門職団体のみならず、介護支援専門員、金融機関、医療や介護関係機関、障がい者支援施設等とのネットワークを構築し、協力体制を整備します。

また、新庄・最上地区内の関係機関と課題等を共有し、広域的な連携を強化していきます。

(4)報酬助成制度

成年後見制度利用促進事業による市町村長申立てや、後見人支援に対する報酬助成を行います。

(5)担い手確保及び育成の推進

市民後見人などの育成や、活動の支援に向けた取組を新庄最上の市町村と連携しながら進めていきます。

(6)学習及び研修の場の確保

県が開催する研修会や、多層的な会議への参加により、関係する機関の職員の資質の向上を目指します。

(7) 計画の進捗管理

地域福祉計画の中に本計画を組込むこととし、地域福祉計画と同様に各施策の進捗状況を評価・把握するとともに、推進上での問題点を的確に把握できるよう計画に基づいた進捗管理等を行います。

(8)計画の工程表

前期計画及び国の基本計画により、次のとおり工程表を定めます。

<table>
<tr><th></th><th>５年度</th><th>６年度</th><th>７年度</th><th>８年度</th><th>９年度</th><th>10 年度</th></tr>
<tr><td rowspan="2">市町村計画の策定</td><td>第１期計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>必要な見直しと第２期計画策定</td><td colspan="5">第２期計画の地域福祉計画への組込</td></tr>
<tr><td>成年後見制度の周知、利用促進</td><td colspan="2">ホームページ・パンフレット・ポスターなどによる制度周知</td><td colspan="4">関係機関等による周知の継続</td></tr>
<tr><td rowspan="3">市町村長申立の適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進</td><td colspan="6">県の市町村長申立てに関する研修への参加</td></tr>
<tr><td colspan="6">必要に応じた実務の改善(県)</td></tr>
<tr><td colspan="6">適切な実施のための必要な見直し等の検討・実施</td></tr>
<tr><td>意思決定支援の浸透</td><td colspan="6">県等の意思決定支援研修への参加</td></tr>
<tr><td rowspan="6">地域連携ネットワークづくり</td><td colspan="6">制度や相談窓口の周知</td></tr>
<tr><td colspan="6">中核機関の整備・運営、コーディネート機能の強化</td></tr>
<tr><td colspan="6">後見人候補者の適切な推薦実施</td></tr>
<tr><td colspan="6">権利擁護支援チームの自立支援の実施</td></tr>
<tr><td colspan="6">包括的・多層的な支援体制の構築</td></tr>
<tr><td colspan="6">新庄最上の市町村や関係機関とのネットワーク構築</td></tr>
<tr><td rowspan="3">担い手の確保・育成の推進</td><td colspan="6">県等の担い手(市民後見人・法定後見人)の養成研修への参加</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">行政・社会福祉協議会や広域での実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">県による担い手育成方針の策定</td><td colspan="4">県による担い手の継続的な確保・育成等</td></tr>
<tr><td>適切な後見人等の選任、交代の推進等</td><td colspan="6">柔軟な後見人等の交代の推進（苦情対応を含む）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">不正防止の徹底と利用しやすさの調和</td><td colspan="6">後見制度支援信託・支援預貯金の普及</td></tr>
<tr><td colspan="6">保険の普及等事後救済策の検討</td></tr>
<tr><td>都道府県の機能強化</td><td colspan="6">都道府県による都道府県単位等での協議会設置</td></tr>
</table>

第５章

計画の推進にあたって

第５章 計画の推進にあたって

１． 計画の推進

（１）計画の周知・啓発

地域福祉計画については、「広報かねやま」や町ホームページなどによる広報を行い、内容の周知を図るとともに、現在の地域福祉の取組事例などを紹介していきます。また、町職員や社会福祉協議会の職員による地区説明会などを開催し、町民に直接説明する機会を設けます。

（２）計画の進捗管理

地域福祉計画を実行性のある計画として推進していくためには、各施策の進捗状況を評価・把握するとともに、推進上での問題点を的確に把握できるよう計画に基づいた進捗管理等を行います。

（３）地域福祉を推進するための寄付や共同募金の取組

地域住民等が主体的に地域の課題を解決していく際には、活動の財源についても考える必要があります。そのため、公的財源に限らず、共同募金の活用やふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働等、様々な方法による財源確保に努めます。

（４）地域づくりに向けて複数事業を一体的に推進するための方策や財源確保

包括的な支援体制を構築するためには、分野を超えた課題に対応すべく、地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくことが有効となることから、具体的な方策や財源について関係各課と協議し、施策を推進します。

２．計画の推進体制

（１）行政区組織との連携

地域住民が交流し支え合うことで、地域が活性化し、安心して暮らせようになることが、「地域共生社会」において目指すものとなります。

地域には、行政区、各種団体やサークル、サロン等が地域のために様々な活動を行っています。しかし、高齢化や担い手不足など、現状でも将来的にも厳しい地域も多くあることから、それぞれの活動団体・サークル等が相互に理解し、連携・協力して地域福祉の推進ができるように支援します。

（２）町社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進で中心的な役割を担う団体として位置づけられ、社会福祉を目的とする様々な事業、普及啓発、各種助成など、地域に密着し組織的に地域福祉を推進しています。そのため、社会福祉協議会を地域福祉の重要な担い手として捉えるとともに、同協議会が策定する「地域福祉活動計画」と相互に連携を図りながら地域福祉に係わる多様な施策を推進します。

（３）全庁的な推進体制の整備

生活課題を抱える方や世帯を包括的に支援していくためには、専門職・専門機関の連携・協働体制を整備する必要があります。そのためには福祉分野に限らず、保健・医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制を整備することが必要となることから、組織・体制そのものを見直すことも含め、関係部局の連携が図られる推進体制を目指します。

資　料　編

資 料 編

１．金山町地域福祉計画策定委員会設置要綱

金山町告示第６１号

（設置）

第１条 社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０７条の規定に基づき策定する金山町地域福祉計画に関する事項について、広く町民の意見を聴取するため、金山町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

⑴ 金山町地域福祉計画の策定に関すること。

⑵ 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

（組織）

第３条 委員会の委員は、１６人以内で組織し、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

⑴ 社会福祉団体関係者

⑵ 地域関係団体関係者

⑶ 関係行政機関の職員

⑷ 学識経験者

⑸ その他町長が必要と認めた者

（任期）

第４条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

２ 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

３ 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

４ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第６条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数の時は議長の決するところによる。

４　委員長は、必要と認めたときは委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

（庶務）

第７条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

（その他）

第８条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

２．金山町地域福祉計画策定委員会名簿

任期：令和５年７月２６日～令和６年３月３１日
委 員 長：正野 賢一　　副委員長：矢口 卯之助

	構成機関団体名	役　職	氏　名	選出区分
1	金山町民生委員児童委員協議会	会 長	正野　賢一	地域関係団体関係者
2	金山町区長公民館長連絡協議会	会 長	矢口　卯之助	地域関係団体関係者
3	町立金山診療所	所 長	高橋　鴻志	関係行政機関の職員
4	金山町議会	産業厚生常任委員会委員長	大場　洋介	学識経験者
5	金山町老人クラブ連合会	会 長	樋口　勝也	地域関係団体関係者
6	金山町身体障害者福祉協会	会 長	梁瀬　シゲ子	社会福祉団体関係者
7	金山町女性団体連絡協議会	会 長	星川　美紀子	地域関係団体関係者
8	ＮＰＯ法人 さわやかサロン	理事長	丹　千佳子	地域関係団体関係者
9	「みすぎ荘」家族会	会 長	丹　正志	社会福祉団体関係者
10	金山町手をつなぐ育成会	会 長	星川　ひとみ	社会福祉団体関係者
11	認定こども園めごたま保護者会	代 表	柴田　学	社会福祉団体関係者
12	みすぎ荘	施設長	阿部　清彦	社会福祉団体関係者
13	かねやまハウス	所 長	須藤　克子	社会福祉団体関係者
14	認定こども園めごたま	園 長	井上　亘	社会福祉団体関係者
15	金山町校長会	会 長	安食　秀一	関係行政機関の職員
16	金山町連合ＰＴＡ連絡協議会	会 長	栗田　伸一	地域関係団体関係者

（敬称略）

第２期　金山町　地域福祉計画

発行日　２０２４年（令和６年）３月
発　行　金　山　町
〒999-5402
山形県最上郡金山町大字金山 324-1
TEL 0233-52-2111 FAX 0233-52-2004
URL https://www.town.kaneyama.yamagata.jp/